

2023年6月29日

各位

会社名 東テク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長尾克己  
(コード番号：9960)  
問合せ先 執行役員業務本部長 三島誉仁  
(TEL：03-6632-7004)

## 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2023年5月10日付「特別調査委員会の設置及び2023年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社子会社において実体の伴わない仕入取引が行われている可能性を認識したことから、外部の弁護士及び公認会計士を委員として構成する特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、特別調査委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会による調査の結果、当社子会社である東テク電工株式会社（以下、「東テク電工」という。）にて受注した電気工事において、東テク電工の事業本部長である従業員が、長年にわたり、特定の仕入先に対して実体を伴わない外注費を計上することで、東テク電工から当該仕入先に対し架空の外注費を支払わせていた事実が判明いたしました。当該外注費は、調査対象期間である2012年4月1日から2023年3月31日までの11年間で、総額639百万円となります。

また、本事案に類似する取引を含めた他の不適切な取引が行われていないか確認する調査の結果、本事案以外の不適切な取引は検出されませんでした。

特別調査委員会の調査結果詳細につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。

なお、当該報告書につきましては、個人情報および秘密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

#### 2. 業績への影響

11年間の各年度に与える業績の影響は、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれに対する影響も軽微であることから、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書並びに2023年3月期の各四半期報告書の訂正は行わないこととします。

2023年3月期決算へ与える本事案による影響額は、不正関連損失として架空外注費103百万円及び過年度消費税相当53百万円の計上、並びに過年度法人税等202百万円の計上となります。当該影響額については、監査法人と協議のうえ全て2023年3月期に反映しております。

### 3. 今後の対応

#### (1) 2023年3月期の決算発表及び有価証券報告書の提出について

当社は、2023年5月10日付「特別調査委員会の設置及び2023年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年3月期の決算発表を延期しておりましたが、特別調査委員会の調査結果を受けて、2023年6月30日に決算発表を行う予定です。なお、同日付で2023年3月期の有価証券報告書を提出する予定であります。

#### (2) 再発防止策について

当社は、特別調査委員会が認定した事実と再発防止策の提言を真摯に受け止め、速やかに再発防止策を策定のうえ実行してまいります。なお、具体的な再発防止策については、決定次第改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

東テク株式会社 御中

# 調査報告書

【公表版】

2023年6月29日

東テク株式会社 特別調査委員会

委員長 足立 学

委員 廣瀬 正剛

委員 井上 寅喜

第1章	調査の概要	1
第1	特別調査委員会の設置経緯	1
第2	調査の目的	1
第3	当委員会の構成	1
1	委員	2
2	調査補助者等	2
3	当委員会と東テックグループの利害関係	2
第4	調査対象期間	2
第5	調査の方法等	3
1	調査実施期間	3
2	調査方法の要旨	3
(1)	関係者に対するヒアリング調査	3
(2)	関連資料の閲覧及び検討	3
(3)	デジタル・フォレンジック調査	3
(4)	役職員に対するアンケート調査	4
(5)	当委員会に対する臨時通報窓口の設置	4
(6)	仕入先への取引確認調査	4
第6	調査の限界	5
1	対象者の任意の協力を前提とすること	5
2	資料や供述の真実性	5
3	デジタルデータの削除等	5
4	本件不適切取引後の事情に関する調査の限界	6
5	本調査の目的の範囲内の利用を前提としていること	6
第2章	東テック電工の概要	7
第1	東テックグループ及び東テック電工の概要	7
1	東テックグループについて	7
2	東テック電工について	7
第2	東テック電工の業績	8
第3	東テック電工の組織概要	8
第4	東テック電工における業務処理の流れ	9
1	工事物件の受注	9
(1)	東テック電工が受注する工事物件について	9
(2)	工事物件の積算及び見積りの提示	10
2	予算書の作成・決裁	10
3	外注先への発注及び工事物件の進行	12
4	顧客への請求及び外注先への支払い	12

5 本件不適切取引に係る業務処理の流れ	13
第3章 調査の結果	14
第1 本調査の結果	14
1 本件不適切取引に関する事実経過	14
(1) 本件不適切取引について	14
(2) 本件不適切取引に関する事実	14
2 関与者、関係者の認識	32
(1) X氏	32
(2) D社長	34
(3) 東テク電工の従業員	38
3 本件不適切取引の法的評価	41
(1) はじめに	41
(2) 刑事責任について	41
(3) 民事責任について	43
第2 件外調査の結果	44
1 件外調査の概要	44
2 件外調査の具体的な方法・手続等	44
(1) アンケート調査	44
(2) 類似取引調査	45
(3) 臨時通報窓口の設置	48
3 件外調査の結論	49
第4章 財務諸表への影響額	50
第5章 原因分析	53
第1 東テク電工における内部統制の不備・機能不全	53
1 X氏の具体的権限が工事部まで及んでいたこと	53
2 D社長による実効的なチェックが不十分であったこと	54
3 総務部による牽制機能が十分ではなかったこと	56
4 東テク電工において外注先の実体把握の仕組みが存在していなかったこと	56
5 小括	57
第2 東テク電工に対し、東テクによる実効性のある統制が及んでいなかったこと	57
1 財務報告に係る内部統制の評価範囲	57
2 内部統制システムの構築に関する基本方針に基づく統制は本件不適切取引に対する実効的な統制にはなっていないことがあったこと	57
(1) 子会社の購買プロセスに対する統制	58
(2) 内部監査	58
3 東テクが東テク電工に対し、常駐の役職員を派遣しなかったこと	59

4	子会社のモニタリングにおいて十分な情報収集ができていなかったこと	59
	(1) 拡大会議	59
	(2) 経営会議	60
5	小括	60
第3	本件不適切取引が長期間にわたり行われた背景	60
第6章	再発防止策の提言	64
第1	内部統制に対する意識改革	64
第2	管理部門の充実	66
第3	内部監査の強化	66
第4	東テク電工への人員派遣、グループ内での人材交流	68
第5	東テク電工における業務プロセスの見直し	68
第6	PMIの策定	70

末尾添付	別紙1：ヒアリング対象者一覧（添付省略）
	別紙2：デジタル・フォレンジック対象者一覧
	別紙3：デジタル・フォレンジック調査の概要
	別紙4：東テク電工のY社に対する送金額一覧

用語・定義等一覧

番号	用語・定義等	内容
1	東テク	東テク株式会社
2	東テク電工	東テク電工株式会社
3	東テクグループ	東テク及びその子会社
4	アイ・ビー・テクノス	東テクの子会社であるアイ・ビー・テクノス株式会社
5	東テク北海道	東テクの子会社である東テク北海道株式会社
6	北日本計装	東テクの子会社である北日本計装株式会社
7	鳥取ビルコン	東テクの子会社である鳥取ビルコン株式会社
8	D 社長	東テク電工 代表取締役社長
9	X 氏	東テク電工 事業本部長
10	Y 社	有限会社 Y
11	Z 氏	Y 社 代表取締役社長
12	本件不適切取引	X 氏の実態を伴わない外注費を計上し、当該外注費を東テク電工から Y 社に支払わせていた行為
13	当委員会	2023 年 5 月 10 日に設置された特別調査委員会
14	本調査	当委員会が行った調査
15	本報告書	2023 年 6 月 29 日付け調査報告書
16	foxcale	当委員会がデジタル・フォレンジック調査を指示した株式会社 foxcale
17	本アンケート調査	当委員会が東テク電工の D 社長及び全従業員 19 名並びに東テクグループの一部役職員を対象として実施した、実態のない取引の有無等に関するアンケート調査
18	仕入先取引確認書	当委員会が東テク電工の一定の仕入先に送付した、東テク電工が認識・記録している取引が存在するか、取引内容の認識に相違がないか、東テク電工による不適切な取引について見聞きしたことがあるか等を内容とする確認書
19	仕入先への取引確認調査	当委員会が東テク電工の一定の仕入先 26 社に対し仕入先取引確認書を送付して行った調査
20	件外調査	当委員会が実施した、東テクグループにおいて

		不適切な取引（本件不適切取引と類似する取引（架空の仕入取引）を含む。）が行われていないかの調査（類似取引調査を含む。）
21	類似取引調査	当委員会が実施した、東テクグループにおいて本件不適切取引と類似する取引（架空の仕入取引）が行われていないかの調査
22	受注調整等	金銭の授受が行われる場合を含め、ある案件をどの業者が受注するかや、受注者の下請にどの業者を使うか等について、業者間で調整を行うこと。
23	実施基準	企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」
24	E氏	東テク電気 総務部部門長（課長）
25	F氏	東テク電気 総務部
26	G氏	東テク電気 工事部部門長（部長）
27	H氏	東テク電気 工事部 主任（積算担当）
28	I社長	東テク 代表取締役社長
29	J氏	東テク 顧問
30	K氏	東テク 執行役員 業務本部長 兼 内部監査室長 兼 東テク電気 監査役

※本報告書中に記載の所属、役職等は、特に断りのない限り本調査開始日である本年5月10日時点のものである。



## 第1章 調査の概要

### 第1 特別調査委員会の設置経緯

2023年4月25日、東テク株式会社（以下「東テク」という。）に対し、東テクの子会社である東テク電工株式会社（以下「東テク電工」という。）から、東テク電工の外注先の1つである有限会社Y（以下「Y社」という。）に対する反面調査として、東テク電工に税務署による調査が入った旨の報告があった。

同月26日、東テクは、東テク電工のD代表取締役（以下「D社長」という。）及びX事業本部長（以下「X氏」という。）に対するヒアリングを行った。X氏は、同ヒアリングに対し、Y社を使ってお金を作っていた、すなわち、Y社との間で実態を伴わない外注取引（架空取引）を行い、東テク電工からY社へ外注費を支払い、X氏がY社から一定の金員を受け取っていた（キックバックを受けていた。）と述べるとともに、Y社から受け取った当該金銭を東テク電工の営業活動に利用していた旨述べた（以下、X氏が実態を伴わない外注費を計上し、当該外注費を東テク電工からY社に支払わせていた行為を「本件不適切取引」という。）。また、D社長は、同ヒアリングに対し、自身は本件不適切取引に関与しておらず、本件不適切取引を知らなかった旨述べた。

以上の経緯で、東テクは、本件不適切取引が行われている可能性を認識するに至った。そして、東テクは、本件不適切取引の実態解明に努め、ステークホルダーに対する説明責任を果たすためには、東テク及び東テクの子会社（以下、東テク及び東テクの子会社をあわせて「東テクグループ」という。）から独立した立場の専門家による客観的かつ公正な調査を実施することが不可欠であると判断し、同年5月10日、東テクグループとの利害関係を有しない外部専門家のみで構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

### 第2 調査の目的

当委員会は、東テクから委嘱を受け、以下の事項を目的とする調査（以下「本調査」という。）を行った。

- (1) 本件不適切取引にかかる事実関係の調査
- (2) 本件不適切取引に類似する事象の有無の調査
- (3) 上記(1)及び(2)の財務諸表への影響額の算定
- (4) 上記(1)及び(2)の原因分析と再発防止策の提言
- (5) その他、当委員会が必要と認めた事項

### 第3 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。



31日までとした。ただし、東テク電工からY社に対する支払いは2012年3月期以前から発生していることから、当委員会は、調査対象期間におけるY社と東テク電工との取引に至る経緯の解明等に必要な限りで、適宜調査範囲を拡張するものとした。

## 第5 調査の方法等

### 1 調査実施期間

当委員会は、当委員会が設置された2023年5月10日から本報告書提出日前日である同年6月28日まで本調査を行った。

当委員会は、上記調査実施期間中、合計19回の特別調査委員会を実施したほか、調査の進捗に応じて適宜打合せを実施しながら、委員及び調査補助者間において意見交換等を行った。

### 2 調査方法の要旨

#### (1) 関係者に対するヒアリング調査

当委員会は、D社長及びX氏を含む東テク電工の役職員14名、東テク電工の顧問税理士1名、東テク電工以外の東テクグループの役職員31名、並びに東テク電工の外注先の代表取締役2名の合計48名に対し、対面又はWEB形式によるヒアリング調査を実施した（具体的なヒアリング対象者を記載した別紙1「ヒアリング対象者一覧」は、公表版では省略する。）。

#### (2) 関連資料の閲覧及び検討

当委員会は、東テク電工とY社との取引に関する資料（請求書、注文書、原価策定表、施工査定書、発注一覧表、受注報告書、SR管理台帳【<sup>1</sup>】、施工体制台帳等）、東テク電工の会計帳簿類（決算書類、仕入明細、工事案件別売上明細、総勘定元帳等）、東テク及び東テク電工の株主総会、取締役会、経営会議等の各会議体の議事録・会議資料、東テクグループの仕入取引に関する資料（請求書、注文書、作業日報等）等の関係資料について、東テクグループ各社から提供を受け、必要と認める範囲で閲覧・検討を行った。

#### (3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、当委員会が必要と判断した東テク電工役職員4名を対象にデジタル・フォレンジック調査を行うよう、foxcaleに指示した。対象者は別紙2「デジタ

---

<sup>1</sup> SR管理台帳とは、東テクグループで利用されている、工事名や受注金額、仕入金額、総利益、仕入先、注文日、買掛金残等が記載された、各工事を管理するための台帳である。

ル・フォレンジック対象者一覧」記載のとおりである。

foxcaleは、対象者が使用する会社貸与PC、会社貸与携帯及び個人利用スマートフォンに含まれるデータ（メールデータ、ドキュメントデータ、LINEデータ、SMSデータを含む。）並びにメールサーバ上の電子メールについてデータを保全するとともに、ファイルサーバ上のデータのうち当委員会が必要と判断したファイルのダウンロードを東テクに依頼した。そして、本調査上必要なデータについて、当委員会で定めたキーワードによる絞り込みを行い、分析を行った。その上で、当委員会は、本調査との関連性が高いと思われる電子メールやファイル等について更なる分析を行った。

また、デジタル・フォレンジック調査においては、第1章第6の3で述べるとおり、対象者であるD社長及びX氏それぞれのデジタルデータの削除等があったが、foxcaleは、当委員会の指示の下、可能な範囲でデータ復元作業を行うとともに、対象者のデータ間の相関分析を行った。

デジタル・フォレンジック調査の詳細は、別紙3「デジタル・フォレンジック調査の概要」を参照されたい。

#### (4) 役職員に対するアンケート調査

当委員会は、東テク電工のD社長及び全従業員19名並びに東テクグループの一部役職員268名の合計288名を対象として、実態のない取引の有無や、その原因・背景として思い当たる事項等を質問するアンケート調査（以下「**本アンケート調査**」という。）を実施した。

当委員会は、計286名（回収率約99%）の回答を得てその内容を分析したほか、回答を踏まえた回答者へのヒアリングや関係資料の収集・分析等の調査を実施した。

#### (5) 当委員会に対する臨時通報窓口の設置

当委員会は、東テクグループの国内各社及びQuantum Automation Pte. Ltd.の全従業員を対象に、国内グループ各社については2023年5月25日から同年6月8日までの間、Quantum Automation Pte. Ltd.については2023年5月26日から同年6月9日までの間、実態を伴わない取引や過大な水増し発注に関する事象の有無等について、匿名での通報も可能な臨時通報窓口を設置・周知した。

当委員会は、上記実施期間中に1件の通報を受け、対応した。

#### (6) 仕入先への取引確認調査

当委員会は、東テク電工の仕入先のうち、①東テク電工の直近期である2023年3月期における年間仕入額が1000万円以上である仕入先、又は、②2021年3月期から2023年3月期の過去3期において、年間仕入額が3期連続して100万円以上であ

る仕入先のいずれかに該当する仕入先合計 26 社に対し、東テク電工が認識・記録している取引が存在するか、取引内容の認識に相違がないか、東テク電工による不適切な取引について見聞きしたことがあるか等を内容とする確認書（以下「仕入先取引確認書」という。）を送付し、調査を行った（以下「仕入先への取引確認調査」という。）。

当委員会は、26 社中 25 社からの回答を得て、その結果を踏まえ東テク電工の仕入取引を精査、分析した。

## 第 6 調査の限界

### 1 対象者の任意の協力を前提とすること

本調査は、強制的な法的権限に基づかない調査であり、当委員会の事実認定は、対象者の任意の協力を得て実施するヒアリングその他の証拠収集に依存している。

特に、東テク電工と Y 社との取引に関しては、第 3 章第 1 の 1 で述べるとおり、東テク電工の X 氏と Y 社の Z 代表取締役（以下「Z 氏」という。）との間でやり取りが行われていた。当委員会は、本件不適切取引の実態解明のためには、本件不適切取引の一方当事者である Z 氏から事情を確認することが必要と考え、Z 氏へヒアリング調査への協力を依頼する手紙を送ったり、X 氏の協力を得て X 氏から Z 氏に架電してもらするなどして、複数回にわたりヒアリング調査への協力を求めた。しかし、Z 氏は、当委員会に対し、ヒアリングや書面による照会に協力することは困難である旨回答し、協力を拒否した。また、Z 氏は、当委員会から Y 社へ送付した仕入先取引確認書への回答も行わなかった。

上記のとおり、Z 氏は本件不適切取引の一方当事者であり、事情を知る人物であるから、Z 氏のヒアリングが実施できた場合には、本報告書の内容が異なることがあり得る。

### 2 資料や供述の真実性

本調査は、関係者から任意に開示を受けた資料又は関係者からの供述に依拠している。これらの資料や供述等の真実性については慎重な検討・判断を行ったが、裏付け資料を十分に得られないものもあり、当委員会が関係者から開示を受けた資料や関係者の供述に過不足、誤り、虚偽等がある場合や、本報告書作成日までに開示されなかった事実がある場合等には、本報告書の内容が異なることがあり得る。

### 3 デジタルデータの削除等

本調査においては、本件不適切取引の実態解明において重要人物と考えられた D 社長及び X 氏が、デジタル・フォレンジック調査の実施を知ってから各種データを削除

するなどの行為に出ている可能性が高いとの事情がある。

具体的には、D 社長は、東テクからデバイスの提出を求められて以降に個人利用スマートフォンを初期化していることが、システムログ等から客観的に確認されている。また、X 氏については、X 氏とやり取りをしていた東テク電気従業員のスマートフォンには当該 LINE のやり取りが残っているのに対し、X 氏の会社貸与携帯及び個人利用スマートフォンには当該やり取りが残っていないことが認められ、X 氏が LINE のデータを削除している可能性が高いことが認められる。

当委員会は、foxcale に依頼しデータの復元を試みたものの、全てのデータを復元することはできなかった。削除されたデータの内容によっては、本報告書の内容が異なることがあり得る。

#### 4 本件不適切取引後の事情に関する調査の限界

本件不適切取引後の事情として、東テク電気から Y 社へ流れた金銭がどのように利用されたのかとの問題がある。

この点について X 氏は、第 3 章第 1 の 1 で述べるとおり一定の供述を行うものの、これを基礎づける客観的資料は示されず、関係する具体的な人物名も明かさなかった。また、X 氏によれば、本件不適切取引後には複数の関係者が関与しているとのことである。このような状況で、本件不適切取引後の事情を明らかにするために、関係する可能性のある取引先等へ詮索的な調査を行うことは、取引先等に無用の混乱を生じさせかねず、当委員会としてそのような事態は避けるべきと考えた。

また、当委員会は、東テクグループとの関係では、架空取引によって東テク電気から Y 社へ金銭が流出していることこそが本件の主たる問題であると考えた。

そのため、当委員会は、X 氏が Y 社から受け取ったお金を渡したと述べる先に対して、ヒアリング調査等の協力を求めることはしていない。

以上のとおり、本件不適切取引後の事情については、上記 1 で述べた Z 氏の不協力も相まって、もっぱら X 氏の供述しかない。そのため、本報告書に記載する本件不適切取引後の事情は、事実認定と言い得るものではないことに留意いただきたい。

#### 5 本調査の目的の範囲内の利用を前提としていること

本報告書は、調査対象に関する事実確認、原因分析及び再発防止策の提言のためにのみ用いられることが予定されている。当委員会は、本報告書及び本調査の結果が、これら以外の目的に用いられることを予定しておらず、本報告書は、関係者等の法的責任の追及を目的とするものではない。

## 第2章 東テク電工の概要

### 第1 東テクグループ及び東テク電工の概要

#### 1 東テクグループについて

東テクグループは、東テク及びその子会社 15 社（うち連結子会社 12 社、非連結子会社 3 社）から構成されており、主として、空調機器等の機器販売及びこれについての保守・メンテナンス等の事業（商品販売事業）並びに計装工事【<sup>2</sup>】・管工事【<sup>3</sup>】・電気設備工事【<sup>4</sup>】の設計施工等の事業（工事事業）を行っている。

直近5年間の東テク連結財務諸表上の業績推移は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

年度	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上	92,646	103,670	117,141	109,650	110,120
売上原価	72,848	81,739	91,224	83,392	82,735
売上総利益	19,798	21,930	25,917	26,257	27,384
営業利益	4,479	5,442	6,464	6,176	6,297
経常利益	4,764	5,851	6,714	6,806	7,120
当期純利益	3,099	4,012	4,745	4,795	4,724

#### 2 東テク電工について

東テク電工（本店所在地：千葉市中央区、役員を除く従業員数19名）は、東テクの連結子会社であり、主に京葉地区での電気設備工事の設計・施工等を行っている。

東テク電工は、1972年11月21日、D1氏（現・東テク電工代表取締役社長のD社長の父親である。）により設立された（なお、設立当時の商号は「尾高電工株式会社」であったが、本報告書においては商号変更の前後を問わず、「東テク電工」と呼称する。）。

東テク電工は、2006年3月付けでD1氏がその全株式を株式会社■■■■に売却したことから、同社の子会社となった。その際、D1氏が東テク電工の代表取締役を退任し、代わってD社長が代表取締役に就任した。

さらにその後、東テク電工は、2008年2月付けで東テクが株式会社■■■■から東テク電工の全株式を譲り受けたことから、東テクの完全子会社となった。当該株式譲

<sup>2</sup> 制御の目的で計測装置又は計測制御装置を装備する工事等をいう。

<sup>3</sup> 空調や給排水、冷暖房、ガスに関する設備や、管を使用して水やガス、油、水蒸気などを送るための設備を設置する工事等をいう。

<sup>4</sup> 電力会社から送電された電気を建築物において使用できるようにするための工事等をいう。

渡に当たり、東テク及び株式会社■■■■との間で、当面の間、D 社長を東テク電工の代表取締役社長とする旨が確認され、それ以降も本報告書提出時点まで一貫して、D 社長が東テク電工の代表取締役社長を務めている。なお、X氏は、1995年に東テク電工に入社していた。

東テク電工の商号は、2012年に、「尾高電工株式会社」から現在の「東テク電工株式会社」に改められた。

## 第2 東テク電工の業績

直近5年間の東テク電工の業績推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

年度	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上	858	872	1,098	835	1,001
売上原価	722	704	953	666	815
売上総利益	136	167	144	169	185
営業利益	29	23	18	26	36
経常利益	30	24	18	27	36
当期純利益	18	17	10	6	22

## 第3 東テク電工の組織概要

東テク電工の役員は、取締役3名、監査役1名であり、代表取締役であるD社長を除く取締役2名、監査役1名は、親会社である東テクの役職員が兼任している。なお、D社長以外の取締役2名は、無報酬である。

また、東テク電工は取締役会設置会社であり、取締役会議事録上は、年に6回程度【5】の頻度で、役員が集まって取締役会が開催されていることになっている。もっとも、実際に取締役3名及び監査役が集まって取締役会を開催するのはこのうち年に2~3回程度であり【6】、実際に役員が集まらない場合には、取締役会議事録の草案が役員に回覧されてこれに押印がなされ、形式上、取締役会が実際に開催された旨の議事録が作成されていた【7】。

東テク電工の組織図によれば、東テク電工には、営業部、工事部及び総務部の3部門が設置されており、事業本部長がこれら3部門を統括するものとされている。事業本部長は、長年にわたり【8】、X氏が務めている（ただし、X氏は、営業部の部門長も

<sup>5</sup> 例年、4月、5月、6月、7月、10月及び1月にそれぞれ開催されることが多い。

<sup>6</sup> 2022年6月以降は一度も開催されていなかったとのことである。

<sup>7</sup> 東テク電工では、取締役会のみなし決議（会社法第370条）が定款で認められている。

<sup>8</sup> 正確な就任時期は不明である。



兼任していた。)

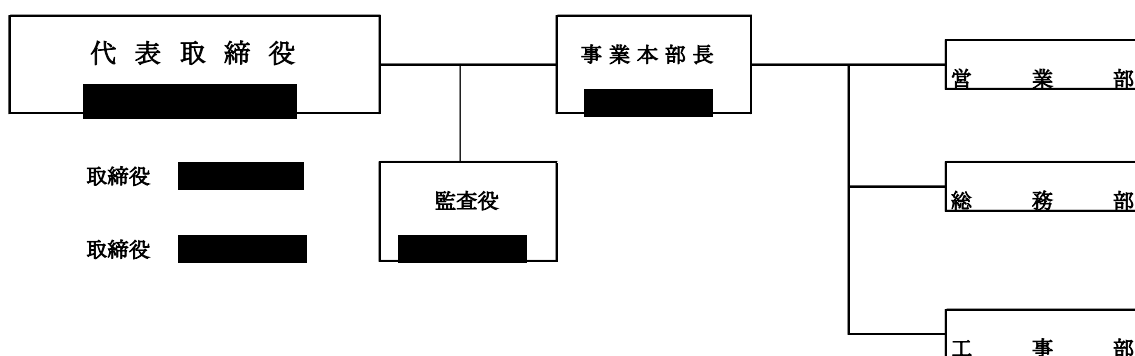
事業本部長は、職務権限規程上、社長から業務執行の委託を受けて、社内業務の執行を統括し、直属の各組織（営業部、工事部及び総務部のことを指すものと考えられる。）の業務を管理するものとされており（東テク電気「職務権限規程」第10条）、規程上、広範な権限を有する役職として位置づけられている。

営業部は、工事物件の受注に向けた活動を行う部署であり、部門長である X 氏のほか4名（うち1名はパート従業員）の従業員が所属している。

工事部は、受注した工事物件に関し、現場監督者等として現場における工事進行の監督等の業務を行う部署であり、部門長である G 氏のほか10名の従業員が所属している。工事部においては、官公庁や自治体の発注に係る電気工事の施工又は施工管理について電気工事士や電気工事施工管理技士の資格を保有していることが要求されるため、多くの工事部従業員がこれらの資格を保有しており、これらの資格を保有していない若手従業員については資格取得のための学習が励行されている。

総務部は、総務及び経理等の業務を行う部署であり、部門長である E 氏のほか2名の従業員が所属している。

下記は東テク電気の組織図である（東テク電気「組織・業務分掌規程」より引用。もっとも、個人名が記載されている部分は当委員会において黒塗りを施した。）。



## 第4 東テク電気における業務処理の流れ

### 1 工事物件の受注

#### (1) 東テク電気が受注する工事物件について

東テク電気が受注する工事物件は、建物の新築や改修に伴う電気工事等であり、東テク電気は、受注した電気工事につき、外注先の電気工事業者等に電気工事等を外注するとともに、その施工管理を行っている。

東テク電気の顧客としては、建築工事の元請人であるゼネコンなどの民間事業者

のほか、学校等の公共施設の建造や改修を要する官公庁や自治体が挙げられる。官公庁や自治体が顧客である場合、東テク電工は、入札により電気工事を受注するのが一般的である。

## (2) 工事物件の積算及び見積りの提示

東テク電工では、顧客に受注金額に係る見積りを提示するに当たり、工事物件の原価に係る積算を行う。

積算の作業は、顧客から示される工事物件の図面及び仕様書に基づき、工事部の積算担当者である H 氏が行う。H 氏は、積算に当たり、施工に必要な部材、外注費、現場管理費及び一般管理費の金額を見積もり、各原価の項目及び金額を記載した原価内訳書を作成する。なお、H 氏は、当該原価内訳書の作成に当たり、営業部や工事部に必要な原価についての相談を適宜行っている。

積算の段階では、施工に必要な部材（ただし、「A 材」と呼ばれる主要な部材に限られる。）については、これら部材を販売している仕入先からの見積りが取得されている。他方、電気工事を施工する外注先からの見積りは取得されておらず、また、積算の段階ではどの外注先に施工を依頼するかも未定である。

原価内訳書の作成により原価予定額が決まると、東テク電工の顧客に対する見積書における受注（予定）金額が決まる。受注（予定）金額（顧客が官公庁や自治体の場合は、入札金額。）は、原価予定額に一定額の利益【<sup>9</sup>】を上乗せした金額で設定される。なお、見積書は、H 氏が作成し、営業担当者がこれを顧客に提示する。

H 氏による積算作業の結果は、最終的に「原価策定表」という書類にまとめて記載される。また、D 社長によれば、積算の内容につき、決裁こそしないものの、顧客への見積り提示前に確認しているとのことである。

## 2 予算書の作成・決裁

工事物件の受注に至った場合、営業担当者は、受注報告書を作成する。受注報告書とは、工事件名、工事場所、受注日、顧客名、工期、受注金額等の工事物件の概要を記載した書類である。

また、工事物件の受注後、主に X 氏により、当該工事物件に係る工事担当者が指名される。工事担当者は、通常、工事部所属の従業員から指名されるが、顧客が民間業者である工事物件の場合は電気工事士又は電気工事施工管理技士等の資格の保有が必須とされないことから、営業部所属の従業員（主に X 氏）が工事担当者となることも

---

<sup>9</sup> 東テク電工内において利益率の指標等は厳格には定められていなかったとのことであるが、D 社長によれば、受注金額が 500 万円以上の物件では、概ね            %程度の利益率を志向していたとのことである。

あったとのことである。

工事担当者は、施工等を依頼する外注先を選定し、積算の結果を記録した原価策定表を参照しながら、当該工事物件の予算書を作成することとされている。この点、実際には多くの工事（特に受注金額の大きい工事）において、X氏が外注先を選定して予算書を作成していたとのことである。

予算書とは、「施工査定書」及び「発注一覧表」【<sup>10</sup>】と題する社内資料の総称であり、施工査定書には受注報告書と同様の工事情報のほか、工事担当者及び材料費や外注費等の原価費目ごとの予算額などが記載され、発注一覧表には実際に施工等を依頼する外注先の業者名のほか、労務費などの「品名」やそれぞれの発注金額等が記載されている。前記のとおり、予算書については原価策定表を参照しながら作成されるに過ぎないため、予算書の作成に当たり、営業活動時の積算時点から工事物件の原価予算額が変動することがある。

工事担当者（又は X 氏）は、予算書を作成すると、これを印刷して押印の上、社長決裁のために回覧する。予算書は、総務部の確認の後（総務部所属の従業員の押印もなされる。）、D 社長が確認して決裁の上押印する。なお、D 社長は、予算書の決裁に当たり、施工査定書記載の受注金額、原価予算の合計額及び利益率しか内容を確認しておらず、その余の施工査定書の記載内容や発注一覧表記載の記載内容（すなわち原価予算の内訳や外注先の名称等）はほとんど確認していなかった旨を述べている。

D 社長の決裁後、工事担当者又は総務部所属の従業員が、各外注先への支払予定額等予算書記載の工事物件情報をシステムに入力する。これにより、顧客の名称、工事物件の受注金額、工期、発注予定の外注先及び発注金額等が入力された「受注報告申請書」がシステム上で回覧され、D 社長の電子決裁が必要となる。この点、D 社長は、総務部の従業員に自身のログイン ID とパスワードを教え、当該従業員にシステム上の決裁入力をさせていたことから、自身はシステム上のチェックは全く行っていなかった旨を述べている。

なお、非上場企業の一定の顧客【<sup>11</sup>】から、受注金額 300 万円以上の工事物件を受注した場合は、顧客に係る与信調査のため、システム上の受注報告申請書につき、親会社である東テクの代表取締役社長の電子決裁を要するものとされている。当該決裁の目的は与信審査であるため、当該決裁において、東テク電工からの支払先（外注先）

---

<sup>10</sup> 発注一覧表には、施工予算のうち駐車料金や消耗品費等の現場経費の内訳を記載した「現場経費予算内訳書」が付属している。

<sup>11</sup> 東テクの信用管理規程によれば、「上場・店頭登録またはそれに準ずる大手（年商 100 億円）以上及びこれらの企業の関連会社で業歴・財務内容・安定度等に問題の無い客先と官公庁及び A ランクが相当と認められる客先」以外の客先であり、このような A ランク相当の客先以外の客先は「C ランク」の客先と位置付けられている。

が着目されることはなかったようである。

### 3 外注先への発注及び工事物件の進行

工事担当者は、予算書に係る D 社長の決裁を経たうえで、外注先に工事物件の施工を依頼する。外注先への発注金額について、東テク電工が外注先から見積りを取得することは基本的にはなく、工事担当者（又は予算書を作成する X 氏）が発注金額を決定してこれを外注先に伝えていたとのことである。この点、東テク電工においては、2021 年からはシステムの変更により外注先への注文書の作成及びこれに対応する注文請書の取得が必要とされるようになったが、注文書及び注文請書の取り交わしが必要となった後も、外注先への発注は口頭でなされており、後述のとおり、注文書及び注文請書の取り交わしは外注先への支払時までなされていなかった。なお、注文書及び注文請書の取り交わしが必要となる前は、発注時において当該外注先と取り交わすべき書類は定められていなかった。

工事物件の現場においては、工事担当者の施工管理の下、外注先の電気工事業者等が電気工事の施工を進める。

工事物件の進捗に伴い、外注先への支払額を増額せざるを得なかったり、新たに外注先に作業依頼をする必要が生じた場合など、当初の予算を見直す必要が生じた場合、工事担当者（又は X 氏）は、予算書を修正する。予算書の修正作業は、前記の予算書の作成作業と同様であり、工事担当者（又は X 氏）が改めて施工査定書及び発注一覧表を作成し（修正に係る予算書には「第 2 回」等の文言が追記されている。）、これに変更後の新たな予算を入力する。修正に係る予算書は、前記同様の流れで D 社長の決裁を経た上、決裁後にシステムに入力される。

### 4 顧客への請求及び外注先への支払い

顧客への請求のタイミングは工事物件ごとに異なり、工事物件が終了したタイミングで顧客に請求を行うこともあれば、各月ごとに顧客に請求を行うこともある。顧客に対する請求業務は、総務部所属の従業員が行う。

他方、外注先への支払いは、月末締め翌月末払いで、各月ごとに行われる。外注先への支払業務は、外注先から発行される東テク電工宛の請求書（東テク電工のフォーマットによる請求書である。）に基づき、総務部の従業員が行う。その手続は以下のとおりである。

すなわち、外注先から東テク電工に対し、当月の月初から 2～3 営業日以内に前月分に係る請求書が FAX 送信等される。総務部従業員は、当該請求書の内容が正しいかを工事担当者に確認させるため、いったんこれを工事担当者に交付する。工事担当者は、外注先からの請求書を確認・検印の上、総務部に提出する。総務部の従業員は、提出された請求書に基づいて、外注先ごとの支払額をエクセルファイルに集計するととも

に、システムにも入力する。そして、総務部従業員は、当月末ころ、当該エクセルファイルを参照し、インターネットバンキングを利用して外注先への支払手続（振込手続）を実施する。これにより、外注先への支払手続は完了する。

なお、前述の外注先との注文書及び注文請書については、総務部において、外注先への支払時に前月分が事後的に取り交わされていた（例えば、2023年4月分の外注費については、同年5月においてその支払いを実施することになるが、当該外注先との注文書及び注文請書の取り交わしは、その支払時期である同年5月に、同年4月付けの注文書及び注文請書がバックデートして作成された上、外注先と取り交わされていた。）。

## 5 本件不適切取引に係る業務処理の流れ

上記が東テク電工における一般的な工事物件の受注から顧客への請求・外注先への支払いに係る業務処理の流れの概要である。この点、後述する架空の外注先である Y 社への発注及び支払いの流れは、概ね以下のとおりであった。

まず、X 氏が多くの工事物件において工事担当者となり、また、予算書の作成を行っていたことから、X 氏により、発注一覧表記載の外注先（ただし架空の外注先）として Y 社が選定され、あるいは予算書の修正に伴い、外注先として Y 社が追加されたり、Y 社への発注額が増額されたりしていた（ごく一部については、G 氏が X 氏の依頼によって Y 社を外注先に追加していたとのことであり、この点については後述する。）。もっとも、D 社長によれば、D 社長は、予算書（及びその修正）の決裁時に発注一覧表の記載を確認していなかったため、Y 社への外注内容についても確認していなかったとのことである。

Y 社への支払いに当たっては、当月の月初から 2～3 営業日以内に Y 社から東テク電工宛に前月分の請求書が FAX 送信等されるころ、総務部従業員はこれを（工事担当者いかににかかわらず）X 氏にいったん交付していたとのことである。そして、X 氏は、Y 社名義の（内容虚偽の）請求書を確認して検印の上、請求書記載どおりの金額を東テク電工から Y 社名義口座に振込送金させるため、Y 社名義の請求書を総務部従業員に提出していた。総務部従業員は、このように提出された請求書に基づき、当月末に Y 社への支払いを実施していた。

## 第3章 調査の結果

### 第1 本調査の結果

#### 1 本件不適切取引に関する事実経過

##### (1) 本件不適切取引について

本件不適切取引は、東テク電工にて受注した電気工事において、東テク電工の事業本部長兼営業部長である X 氏が、長年にわたり、Y 社に対する実態を伴わない外注費を計上し、東テク電工から Y 社に対して当該外注費を支払わせていたというものである。

X 氏は、当委員会に対し、当該外注費の一部を Y 社から受領していた（キックバックを受けていた）と述べている。そして、受領した金銭は、全て東テク電工の営業目的（受注獲得）のため、発注者や同業者等の担当者に渡しており、自ら領得あるいは費消した事実はないと述べている。

東テク電工と Y 社との取引は、2008 年 3 月期に開始され【<sup>12</sup>】、2023 年 3 月期まで継続して行われている。そして、調査対象期間（2012 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の取引金額（振込金額ベース）の総額は 639,147 千円（税込）に上る（明細は別紙 4 参照）。

##### (2) 本件不適切取引に関する事実

###### ア はじめに

本件不適切取引の概要は、上記のとおりであり、東テク電工から Y 社に対する外注費支払いの事実は客観的資料からも認められる。すなわち、東テク電工から Y 社に対して、調査対象期間において総額 639,147 千円が支出された事実は、客観的資料をもって認定することができる。そして、Y 社に対して支払われた外注費が実態を伴わないものであること、すなわち、本件不適切取引が行われていたことも事実として認定することができる【<sup>13</sup>】。

他方で、X 氏の述べる Y 社から X 氏への金銭の一部の戻し（キックバック）については、すべて現金で行われていたとされており、これを裏付ける客観的資料は存在しない。また、X 氏は、受領した金銭はすべて営業目的のため、発注者や同業

---

<sup>12</sup> 東テク電工の仕入明細で確認できる最初の取引は 2008 年 2 月の工事①（351,000 円）である。

<sup>13</sup> X 氏に対するヒアリングのみならず、東テク電工の他の従業員に対するヒアリング、Y 社が現場に存在したことを示す客観的資料（作業日報、作業報告書等）が一切存しないこと等に基づき認定し得る。

者等の担当者に渡したとしているが、自ら金銭を銀行口座等に入金することはなく【<sup>14</sup>】、発注者や同業者等の担当者に全て現金のまま渡していたと述べている（相手方の銀行口座等に送金したことは一度もないと述べている。）。加えて、X氏は、本件不適切取引を行っていた間、手帳への記載、メモ、電子データでの記録等は一切行っていなかったとのことである。したがって、X氏における金銭の受領（キックバック）及びX氏から他者への支払いについては、これらを裏付ける客観的資料は存在しない。

本件では、長年にわたって東テク電工からY社に対して実態を伴わない外注費が支払われていたことが問題であり、支払われた金銭がいかなる用途に用いられたのかはその後の問題である。そして、Y社に支払われた後の金銭の流れについては、X氏の供述が存するのみであり、客観的資料による裏付けはないものとなる（当委員会が実施したデジタル・フォレンジック調査においてもY社とX氏、X氏と発注者等の担当者との金銭授受をうかがわせる客観的資料は検出されなかった。）。また、当委員会は、Y社に対し、書面をもってヒアリングを要請し、X氏を通して、あるいは委員から直接架電する等してヒアリングの実施を試みたが、Y社（代表取締役であるZ氏）は当委員会によるヒアリング及び書面照会に応じなかった。そのため、当委員会は、Y社の認識を確認することもできなかった。

したがって、本来、事実認定は、様々な証拠を総合的に評価してなされるべきものであるところ、以下で記載する事実のうち、特にY社に金銭が支払われた後に関する記載部分については、当委員会のX氏に対するヒアリング及び当委員会の調査開始後に当委員会の指示でX氏が作成した資料に基づき整理したものに過ぎず、事実認定と言い得るものではない。もっとも、当委員会は、X氏に対し、4回にわたるヒアリング（合計約15時間）及び複数回の電話による事実確認を行い、X氏から事実経過について説明を受けた。以下のとおり、X氏の供述は相当程度具体的である。そのため、当委員会は、X氏の供述態度、X氏の供述における矛盾の存否、虚偽の事実を述べる動機の有無、経験則等に基づき、一応確からしいとの心証あるいは不自然とまではいえないとの心証が得られた事実について整理することとした。

X氏には、金銭の用途について、例えば、X氏による金銭領得の事実を隠す等、虚偽を述べる動機はあるものと考えられる。また、X氏は、当委員会に対して、金銭を渡したとする相手方の個人名（会社担当者等の氏名）を明かさなかったため、当委員会は、Y社のみならず、X氏が金銭を渡したとする相手方に対するヒアリングも実施できていない。そのため、以下の事実には、特にY社に金銭が支払われた

---

<sup>14</sup> 当委員会は、X氏から銀行預金口座（2口座）の通帳の開示を受け、過去10年分の取引履歴を確認し、不明かつ高額の入金がないことを確認している。

後の事実関係について、真実とは異なる可能性を含むものである。しかし、当委員会は、Y社に支払われた金銭の用途について、当事者（行為者）であるX氏がいかなる認識を述べたのかは、本件不適切取引を説明する上で必要不可欠な事項と考え、詳細に記載することにしたものである。

なお、当委員会のヒアリングに対し、当初、X氏は、本件不適切取引の概要を述べるにとどまり、関与した会社や担当者に迷惑がかかることを理由に、具体的な工事物件名や担当者とのやりとりの詳細を述べることを拒んでいた。しかし、本報告書が公表される場合において、関与した会社名等を匿名にすることを条件として、当委員会に対して具体的な事実を述べるに至った。そのため、公表する本報告書においては、以下、会社名等は全て匿名表記とする【15】。

#### イ 本件不適切取引開始に至る経緯

X氏は、本件不適切取引は、2008年よりも前に、以前から面識のあった県議会議員からY社の紹介を受けたことをきっかけに開始されたと述べている。

X氏に対しては、2008年以前から同業者の担当者から、受注や受注協力の条件として金銭を求める話が持ちかけられることがあった。しかし、X氏は、金銭を作る術を持たなかったため、それらを断っていた。そのような状況において、上記県議会議員と話をする中で、同議員からX氏に対し、Y社の紹介がなされた。同議員は、Y社について、電気工事の職人を集められる会社である、また、お金を作ることのできる会社であると紹介したとされる。

X氏は、Y社を紹介されたものの、Y社が実体のある会社であるのか疑問もあったため、しばらく様子を見ていた。また、最初の数年間は、実際にY社に電気工事の仕事を依頼し（外注し）、Y社が集めた職人に工事を行わせたと述べている。そのため、Y社との取引を開始した2008年3月期から2012年3月期までのY社に対する外注費（5期合計8,833千円）は実態のあるものと認識しており【16】、実態を伴わない外注費を支払うようになったのは、2013年3月期以降のことであると述べている（ただし、最初に行った実態を伴わない取引は2012年3月の取引であり、振込金額ベースでは2013年3月期以降ということになる。最初の本件不適切取引については、本章第1の1(2)エ(i)において述べる。)

X氏にY社を紹介した県議会議員からX氏に対しては、①Y社に支払った外注費

---

<sup>15</sup> X氏は、当委員会に対しても、議員の名前や設計事務所の名称、関係した会社の担当者名（個人名）については明らかにしていない。

<sup>16</sup> ただし、当委員会のヒアリングにおいて、現場でY社の職人を見たと言った者は1人もいない。また、X氏もY社が集めた職人が現場にいたことを証する客観的資料（作業日報、作業報告書等）は存在しないと述べている。



から X 氏に戻される金銭（X 氏がキックバックを受ける金銭）は、東テク電工が Y 社に支払った外注費の 40～50%であること、②金銭の授受はすべて現金で行うこととし、絶対に銀行口座等には入れないこと、③秘密を厳守すること、とのルールの説明がなされ、X 氏は、以後、本件不適切取引が発覚するまでこのルールを遵守した。このルールのほか、X 氏は、X 氏自身もどの工事で作出した金銭を誰にいくら渡したのかわからなくなるよう、発注者や同業者の担当者に渡す金銭を当該発注者や同業者から受注した工事以外の工事代金からも支出するようにしていた【17】（同時に並行して複数の工事で Y 社を用いて金銭を作出し、それぞれの工事の担当者に金銭を渡していたため、工事で作出した金銭と担当者に渡す金銭を一部入れ替える等して工事と金銭との関係を薄めていたとのことである。）。

東テク電工から Y 社への支払いについて、X 氏【18】は総務部（支払いを担当する）の部門長である E 氏に対し、「Y 社のことは任せてくれ。」と伝えており、月初に Y 社から請求書が届くと、E 氏はそれを X 氏に渡し、X 氏が工事担当者として承認印を押したものを確認して Y 社に対する支払手続を行っていた。また、Y 社と X 氏との金銭（現金）の授受について、X 氏は、電話にて Y 社の代表取締役である Z 氏に請求書に記載する金額を伝え、Z 氏に Y 社の東テク電工宛の請求書を作成してもらい、月 1 回、月末に建設現場や双方の会社の間地点くらいの場所（駐車場等）で会って請求書の原本【19】と現金を受け取っていた。そして、同日のうちに、建設現場等で発注者や同業者等の担当者に現金を渡していた。Z 氏が持参する現金は、東テク電工が Y 社に支払った外注費の 40%～50%であり、その額は Z 氏において決めていた（ほぼ 40%であった）とのことである。

なお、Z 氏と X 氏は、千葉県八千代市内の同じ小学校及び中学校の同級生とのことであるが、X 氏は、学生時代に Z 氏と懇意にしていたわけではなく、同じクラスになったことがあるかどうかともわからない程度であったと述べている。

#### ウ 本件不適切取引の内容及び X 氏の述べる作出した金銭の用途

前記のとおり、X 氏は、東テク電工の営業目的のため、Y 社を用いて金銭を作出し、その全額を発注者、同業者等の担当者に渡したと述べている。

そこで、以下では、X 氏が金銭を渡した相手方によって、①同業者、②発注者、

---

<sup>17</sup> 例えば、発注者の担当者に 200 万円を渡す場合、当該発注者から受注する工事で作出した金銭のみから 200 万円を渡すのではなく、当該工事から 100 万円、他の発注者から受注した 2 件の電気工事から 50 万円ずつ作出し、合計 200 万円を渡していたということである。

<sup>18</sup> X 氏は事業本部長であるから、総務部の部門長である E 氏の上席にあたる。

<sup>19</sup> Y 社に限らず、東テク電工における支払手続のため、月初に外注先から東テク電工に FAX 等で請求書の写しが届き、原本は月末の支払日までに届く運用になっていた。

③設計事務所、④議員、⑤その他に分けて、X氏の供述内容に従って、具体的な事例に基づき、本件不適切取引の内容及び作出した金銭の用途について整理する。

## (ア) 同業者に対して金銭を渡したとする事例

### i 事実関係

東テク電工は、民間工事を受注するほか、千葉県及び千葉県内の市町村の官庁工事の入札に参加し、受注している。

X氏は、今後数年間のうちに発注される予定の官庁工事の情報を収集しており、東テク電工において是非とも受注したい工事がある場合には、同業者に働きかけることがあった。その際、同業者の担当者から、金銭を求められたとのことである。

その1つに2021年～2023年に行われた工事②がある。X氏は、東テク電工において、工事②を受注したいと考え、情報を収集した。そうしたところ、建設会社であるM5社から、落札できた場合に金銭を支払うことを条件に、入札に関する有益な情報を入手することができた。情報を得たX氏は、同業者であるL1社に声をかけ、①東テク電工は4億円【<sup>20</sup>】で入札に参加するので、L1社は近接した金額（少しだけ上回る金額）で入札に参加してもらいたい、②仮に、東テク電工の入札金額が最低入札価格を下回り、L1社が受注することになった場合には、東テク電工をL1社の下請に入れて工事をさせてもらいたいと申し入れた。これに対し、L1社の担当者は、②となった場合、自身に600万円を支払って欲しいと述べ、X氏に金銭を求めたとのことである。

実際の入札では、東テク電工は最低入札価格を下回り、L1社が受注することとなった。X氏は、L1社との約束に基づき、L1社から電気工事の一部を請け負うこととし、自ら「工事担当者」として予算書（施工査定書及び発注一覧表）を作成した。当該工事の請負金額（L1社からの受注金額）は、約2億円（L1社における受注金額の約5割）である。当初の発注一覧表（第1回）には、外注先としてY社が含まれており、発注金額は1200万円とされている。

当該工事の工期は約1年半に及んだが、X氏は、毎月、東テク電工の各工事の現場の状況を見て、東テク電工の年間の利益目標を達成できるかを確認していた。そして、年間の利益目標（それを達成できるだけの利益率）に支障が生じない範囲で、当該時点で金銭を渡すことを約束している発注者や同業者等の担当者に渡すのに足りる金銭を作出できるよう、Y社に対する外注費を調整していた。この物件においても、工事期間中、当初1200万円（施工査定書上の営業利益率■%）であったY社に対する外注費は、1500万円（第2

---

<sup>20</sup> X氏がヒアリングで述べた金額であり、実際の入札金額はこの金額とは若干異なる。

回)、1900万円(第3回)、1950万円(第5回)、2550万円(第6回)と増額され、最終的に2750万円(第9回)にまで増えている(反対に、施工査定書上の営業利益率は当初の3分の1近く(D社長が志向していたと述べる利益率を大幅に下回る利益率)にまで低下している。)<sup>【21】</sup>。

Y社からX氏が受領する金銭は、東テク電工がY社に支払った外注費の40～50%であるから、この物件では最終的に1100万円～1375万円がY社からX氏に戻されたことになる。X氏によれば、この物件でY社から戻された金銭は1100万円であるところ、X氏は600万円をL1社の担当者に支払ったとのことである(なお、工事と金銭との関連を薄めるため、この工事の外注費から戻された金銭からは400万円を支払い、残る200万円は他の工事で作出した金銭から支払ったとのことである。)。また、発注者や同業者の担当者に対する支払いは成功報酬制(受注に結び付いた場合のみ支払う。)であるところ、この物件では、東テク電工は、落札はしていないものの、結果的に東テク電工において下請として工事を受注し、利益を得ることができたことから、入札に関する情報を提供したM5社に対しても、同社の担当者から求められたとおり500万円を支払ったとのことである(この500万円についてもこの工事の外注費から戻された金銭から全額ではなく、他の工事で作出した金銭と混ぜ合わせて支払ったとのことである。)

工事②の現場において、Y社の職人を見た東テク電工の従業員はおらず、X氏も当該工事においてY社の職人は仕事をしていないと述べている。その他、Y社が工事を行ったことを示す証拠は存在しない。したがって、当該工事におけるY社に対する外注費は架空のものである。

## ii 補足説明

上記の例では、X氏から同業者に対し、東テク電工の入札金額に近接した金額で入札するよう依頼し、さらに、仮に、同業者が落札した場合には東テク電工を下請に入れるよう依頼している。

X氏によれば、同業者からX氏に対し、同様の依頼がなされることもあるとのことである。

当委員会は、X氏に対し、同業者から依頼を受けた場合に、X氏から同業者に対し金銭を求めることはないのか確認したが、X氏の回答は、金銭を求めたことも金銭を受領したことも一度もないというものであった。X氏は、金銭を

---

<sup>21</sup> 現場の経費に変更が生じた場合、発注一覧表は修正され、再度、決裁手続(D社長の承認)を経ることになるが、外注先にY社が含まれる場合には、Y社に対する支払額を調整するため、修正回数が増える傾向がある。

求めなかった理由について、「金銭を受領すると会社（東テク電工）のお金をもらってしまったという負い目になると考えた。」「金銭を求めない方が業界内（受注調整等をしている業者間）で優位に立てる。他社が協力してくれるようになる。」等と述べている。

なお、東テク電工に税務署の反面調査が入ったのと同時期に、L1 社に対しても税務署の調査が入っている。X 氏によれば、反面調査を受けた後、L1 社の担当者と話をしたところ、L1 社においても Y 社と取引をしていた（Y 社を用いて金銭を作出していた。）と述べていたとのことである。

## （イ）発注者に対して金銭を渡したとする事例

### i 事実関係

X 氏は、2012 年ころ、知人が勤務しているビルのオーナー会社（M2 社）から、当該知人の厚意により、電気工事の仕事を受注した。それまで、M2 社は、別の電気工事会社に電気工事を発注していたが、X 氏の知人が M2 社内で業者に対する発注権限を有している担当者に東テク電工を紹介してくれたことで受注する機会を得たとのことである。X 氏によれば、当該工事において、東テク電工は低コストで質の高い工事を行い、M2 社に評価されたとのことである。

M2 社は、ビルの改修工事等を M1 社に発注しており、M1 社は、受注した工事のうち電気工事部分を M2 社が指名する別の電気工事会社に発注していた。M2 社内で発注権限を有する担当者は、東テク電工を M1 社に発注する工事の電気工事部分を行う業者に指名することも含め、電気工事を東テク電工に発注しても良いと述べた。それと同時に、これまで電気工事を発注していた業者からは、一定の金銭を支払ってもらっていたと述べ、X 氏に対し、金銭の支払いを求めた。X 氏は、図面と材料【<sup>22</sup>】の選択を任せってもらうことを条件にこれに応じることとし、以後、M2 社の大型工事は、M1 社が受注し、そのうち電気工事部分を東テク電工が受注することになった。そして、その場合、M2 社の担当者から X 氏に対し、300 万円等の具体的な金額が示され、金銭の要求がなされるようになったとのことである。

金銭の要求は、M2 社の担当者だけではなく、M1 社の担当者からもなされた。一般に高い利益率を見込むことのできる官庁工事とは異なり、民間の工事では、通常の請負金額のままでは担当者に支払う金銭を作出することはできない。そのため、X 氏は、M1 社の担当者から金銭を求められた場合、発注金額の上乗せを求めた。例えば、200 万円の支払いを求められた場合、電気工

---

<sup>22</sup> どのような配線（量）にするか、材料（値引率の高い材料）を使用するかにより、利益率を高くすることができる。

事の請負代金を400万円上乗せするように求めた（Y社から戻される金銭は外注費の40～50%であるため、支払いを求められた金銭の倍額を上乗せしてもらう必要があった。）。M1社の担当者はこれに応じ、X氏が提示する見積書どおりの金額で発注してくれたことから、X氏はM1社から受注した工事の外注先にY社を入れて金銭を作出し、M1社の担当者に支払いを行った。

2020年～2021年に行われた工事③は、M2社からM1社が受注したビルの改修工事のうち、電気工事部分をM1社から東テク電工が受注したものである。当該工事が行われた時点においては、発注にあたって金銭を求めてきたM2社の担当者は退職（死去）しており、後任の担当者は金銭の支払いを求めてこなかったことから、当該工事においてM2社からは金銭は求められていない。ただし、X氏は、M1社の担当者からは金銭の支払いを求められたとのことである。

金銭の支払いを求められたX氏は、M1社の担当者に対し、東テク電工の受注金額の上乗せを求め、M1社の担当者がこれに応じたため<sup>【23】</sup>、電気工事を受注することになった。受注後、X氏は、自ら「工事担当者」として予算書（施工査定書及び発注一覧表）を作成した。当該工事の請負金額（M1社からの受注金額）は約1億円であり、当初の発注一覧表（第1回）には、発注金額1600万円（施工査定書上の営業利益率 $\blacksquare$ %）にて外注先にY社が含まれている。

当該工事の工期は約5か月間であるが、X氏は、毎月、東テク電工の年間の利益目標を達成できるかを確認しながら、Y社に対する外注費を調整しており、この物件でも、工事期間中、Y社に対する外注費を1800万円（第3回）、1950万円（第4回）、2635万円（第5回・最終）と順次増額している。

この物件においても、東テク電工がY社に支払った外注費（2635万円）の40～50%にあたる1054万円～1317万円がX氏に戻されたことになるが、X氏は、この物件でY社から受領した金銭についても、M1社の担当者に（工事と金銭の用途との紐づけができないよう他の工事で作出した金銭と混ぜ合わせて）支払ったと述べている。

工事③の現場において、Y社の職人を見た東テク電工の従業員はおらず、X氏も当該工事においてY社の職人は仕事をしていないと述べている。その他、Y社が工事を行ったことを示す証拠は存在しない。したがって、当該工事におけるY社に対する外注費も架空である。

---

<sup>23</sup> X氏によれば、M1社の担当者も要請した金額の倍額の上乗せを求められることは理解しており、それが可能な工事において上乗せ可能な金額の範囲でしか金銭を求めてこなかったため、M1社の担当者がX氏の要望に応じられないことはなかったとのことである。

## ii 補足説明

M2 社を発注者とする物件以外にも、東テク電工が M1 社から受注した物件は存在する。その場合も、M1 社の担当者から X 氏に対し、金銭を求めることがある。

X 氏によれば、M1 社から受注する工事の場合、X 氏において設計見積りの段階から関与することができるため、材料や配線を多く見積ることで、工事金額を上乗せすることが可能とのことである。これにより、X 氏は、求められた金額を支払い得るだけ請負代金を増額して受注し、Y 社を使って金銭を作出して M1 社の担当者に支払いを行ってきたとのことである。

X 氏によれば、M1 社の担当者への支払いは、1 年のうちに複数の物件で行われることもあれば、全くない年もあったとのことであり、1 回の金額は 100 万円を下回ることもあれば 500 万円ほどのときもあったとのことである。

## (ウ) 設計事務所に対して金銭を渡したとする事例

### i 事実関係

設計事務所については、設計事務所に与える影響が大きい【24】とのことで、X 氏から当委員会に具体的事例に基づく説明はなされず、概要の説明のみなされた。そのため、当委員会においても、具体的な工事物件名や工事請負金額は把握していない。

X 氏は、2016 年ころ、ある学校で改修工事（電気工事を含む。）が行われるとの情報をつかみ、当該改修工事の設計を担当する地元の設計事務所（当該事務所の建築士はすでに引退している。）を訪問した。X 氏によれば、同設計事務所の建築士とはそれ以前から面識があったとのことである。

X 氏は、設計事務所の建築士に対し、設計金額を教えてもらいたいと頼み、同建築士から設計金額を教えてもらった（設計金額がわかると最低入札価格の予測も立てやすくなる。）。続いて、X 氏から当該建築士に対し、「設計金額を上げることは可能か。」と尋ねたところ、建築士側から「まだ設計途中なので今なら設計金額を上げることは可能である。」との回答があり、合わせて「成功報酬で良いので（東テク電工が落札した場合に限り、支払うことで良いので）、設計金額を上乗せしたらお金を用意できるか。」と言われたため、これに応じることにしたとのことである。

---

<sup>24</sup> X 氏によれば、設計事務所は個人事務所に近い性質があるため、事務所名を明らかにした場合、事業に与える影響が大きい（そのため、事務所名を明らかにすることは控える。）とのことである。

このとき、設計事務所（建築士）には、求められたとおり、100 万円を支払った。X 氏によれば、金銭の支払いについて X 氏から金額を示したことは一度もなく、すべて相手方から金額の提示を受けているとのことである。

## ii 補足説明

金銭の支払いを求められた際、X 氏が設計事務所に要請する事項には、設計金額を上乗せするというもののほか、東テク電工が得意とする工事の条件を付与してもらうこともあるとのことである。

例えば、東テク電工は、病院の電気工事の施工実績があるため、設計段階において、病院における工事の施工実績があること等の条件を付けてもらうことができれば、入札における競争相手が減り、東テク電工において落札できる可能性が高まる。

そのような要請をし、設計事務所において東テク電工にて受注しやすい設計をしてもらった場合にも、X 氏は、設計事務所から金銭を求められた際は、Y 社を用いて金銭を作出し、支払いを行っていたと述べている。

## (エ) 議員に対して金銭を渡したとする事例

### i 事実関係

議員についても、X 氏から具体的事例に基づく説明はなされず、概要の説明のみなされた。そのため、当委員会において、具体的な工事物件名や工事請負金額は把握していない。

X 氏によれば、X 氏は、2017 年ころ、ある議員から入札に関する情報を得たため、当該議員に対し、一定の金銭を支払ったとのことである。金銭の受け渡し場所は、防犯カメラのない国道沿いの店舗（玩具店）の駐車場とのことである。

X 氏によれば、議員に金銭を渡したのはこの 1 回のみ、金銭を渡した議員も 1 名のみとのことである。X 氏は、近年は、異なる方法で（同業者や設計事務所から）情報を収集することができるため、議員から情報を得る必要性は低くなったと述べている。

### ii 補足説明

前記のとおり、X 氏は、2008 年以前から面識のあった県議会議員から Y 社の紹介を受け、本件不適切取引を開始することになったと述べている。

しかし、X 氏によれば、金銭を渡した議員は、X 氏に Y 社を紹介した県議会議員とは異なるとのことである。X 氏の供述のとおりとした場合、県議会議員は、お金を作ることのできる会社として X 氏に Y 社を紹介しておきながら、Y

社を用いて作出した金銭を全く受け取っていないことになる。

当委員会は、X 氏に県議会議員が Y 社を紹介した目的（意図）を確認したが、要領を得た回答は得られなかった（県議会議員からは金銭は求められなかったと述べるのみであった。）。同県議会議員に対しては、Y 社において紹介料等の名目で金銭を支払っている可能性はあるものの、前述のとおり、当委員会は、Y 社に対するヒアリングを実施できず、この点を確認することはできなかった。

### （オ）その他

以上のほか、発注者の担当者から金銭の支払いを求められていない工事の中にも、X 氏において外注先に Y 社を含めて、東テク電工から Y 社に外注費を支払わせて金銭を作出しているものがある。

これは、①もともと利益率が高い工事であるため、発注者に受注金額を上乗せしてもらわなくても Y 社を外注先に入れることができる場合（利益に余裕のある工事）、②X 氏以外が工事担当者を務める物件であるが、工事と金銭の用途との結びつきを薄めるため（紐づけを無くすため）に金銭を作出する工事を増やしたい場合、に行われたものである。

①の事例として、工事④がある。この工事は、M7 社が M4 社に発注した新築工事【<sup>25</sup>】のうち、電気工事部分を東テク電工が M4 社から受注したものである。X 氏によれば、当該工事を受注するにあたり、M4 社の担当者から金銭は求められていない（通常の受注とのことである。）。しかし、M7 社【<sup>26</sup>】を発注者（元の発注者）とする工事は利益率が高いため、外注先に Y 社を入れることが多かったとのことである。当該工事においても、X 氏は、自ら「工事担当者」として予算書（施工査定書及び発注一覧表）を作成している。当該工事の請負金額（M4 社からの受注金額）は 9000 万円である。そして、当初の発注一覧表（受注申請用）には、外注先に Y 社は含まれていないが、その後作成された第 1 回発注申請書では、発注金額 900 万円にて外注先に Y 社が含まれている。当該工事の工期は約 10 か月間であるところ、X 氏は、その間、予算の見直し（修正）を繰り返し行っており、最終的には（第 6 回発注一覧表では）Y 社に対する外注費は 1278 万円になっている。

②の事例として、工事⑤がある。同工事の「工事担当者」は、東テク電工の

---

<sup>25</sup>M7 社は D 社長の顧客であり（X 氏が営業として受注するものではなく）、X 氏以外の従業員が予算を作成することが多かったが、本件は、元請が X 氏担当の M4 社であるため、X 氏が予算の作成等を行った。

<sup>26</sup>X 氏によれば、M7 社は本件不適切取引には一切関係ないとのことである。



工事部長である G 氏である。同工事の予算は G 氏が作成しており、当初の発注一覧表には、外注先に Y 社は含まれていない。同工事を行っている時期に、G 氏は、東テク電工の事務所において、X 氏から「お金がないからどこかで面倒を見てもらえないか。」との話を受けた。G 氏は、この話を、X 氏が見ている現場が赤字になっており、そこで支払えなくなった外注費を他の現場でまかなってほしいとの指示と受け止めた。G 氏は、自らが担当している工事の中で、予算上、利益に余裕のある工事を探して、X 氏に「100 万円くらい予算を上回る利益が出そうです。」と伝えたところ、X 氏から「それを Y 社に充ててくれ。」と言われ、同工事の外注先に Y 社を入れたとのことである（実際に、同工事の第 7 回発注一覧表には外注先に Y 社が入り、100 万円の外注費が計上されている）。G 氏に指示して外注先に Y 社を入れたことは、G 氏のみならず X 氏も認めており、かかるやりとりがあったことは事実として認めることができる。なお、G 氏は、同工事の現場に Y 社は来ていないと述べており、この外注費も架空である。

## エ 本件不適切取引及び X 氏の述べる作出した金銭の使途の全体像

### (ア) 作出した金銭を渡したとされる相手方及び時期

以下の表（以下「一覧表」という。）は、本件不適切取引及び作出した金銭の使途の全体像（金銭を渡した相手方及び時期）を明らかにしてもらいたいとの当委員会からの指示に基づき、X 氏において作成したものである（表の 1 行目「12」は 2012 年 3 月期、「13」は 2013 年 3 月期を指し、着色部分が本件不適切取引及び金銭授受のなされていた時期を表す。）。作出した金銭を渡したとされる相手方は、全部で 20 社（議員を含む。）となっている。X 氏の記憶する限り、本件不適切取引により作出した金銭を渡した相手方はこれらで全てである。ただし、前記のとおり、X 氏は、メモや電子データでの記録等を一切残しておらず、時期については多少前後するもの、不正確なものも含まれている。また、一覧表の記載及びその後に記載する各態様の説明は、客観的資料による裏付けや相手方担当者のヒアリングを経ているものではなく、全て X 氏の供述に基づくものである。

	相手先		12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
1	L1社	A氏												
		B氏	死去											
2	L2社	A氏												
		B氏	引退											
3	L3社	死去												
4	L4社	引退												
5	L5社	廃業												
6	L6社													
7	L7社													
8	L8社	引退												
9	L9社	A氏												
		B氏												
10	L10社	A氏												
		B氏												
		C氏												
11	M1社	A氏												
		B氏												
12	M2社	死去												
13	M3社													
14	M4社													
15	M5社													
16	M6社	引退												
17	某設計事務所（地元）	引退												
18	某設計事務所（大手）													
19	某設計事務所（中堅）													
20	某議員													

**(イ) 本件不適切取引及びX氏の述べる作出した金銭の用途の態様**

本章第1の1(2)ウにおいて、具体的な事例における本件不適切取引及び作出した金銭の用途について整理したが、以下では、同じ分類に従って、相手方ごとに個別に態様について整理する。

**i 同業者**

一覧表のL1社ないしL10社は、同業者（電気工事等の施工会社）である。このうち、L1社ないしL8社は、中小企業（東テク電工と同等程度の企業規模）であり、L9社及びL10社は、大手企業である。

同業者（中小企業）の場合、本件不適切取引に基づく金銭授受の態様は複

数存在する。1 つは、官庁工事の入札において、自社が参加しないことの見返りとして金銭を求めてくるというものである。また、自社が受注した官庁工事あるいは民間工事の下請に東テク電工を入れることの見返りとして金銭を求める場合もある。さらに、自らが入手した入札情報（入札の最低価格に関する情報等）を教える見返りに金銭を求める場合もあり、これらが複数組み合わせる場合もある。いずれも金銭の支払いは成功報酬制（東テク電工が受注したときのみ支払う。）とされている。本章第1の1(2)ウ(ア)の事例は、M5社（建設会社）から入札情報の提供を受け、L1社と共同して官庁工事に入札し、L1社が受注した官庁工事の下請に東テク電工が入ることの見返りにL1社及びM5社の担当者に金銭を支払ったものである。

X氏において、本件不適切取引に基づく金銭授受を最初に行ったのは、L1社の担当者（B氏）との間のことである（ただし、L2社とほぼ同時期である。）。L1社、L2社ともに地場の業者であり、Y社を用いて金銭を作出するようになるよりも前から（2012年3月期以前から）、それらの会社との間では、「うちでこの物件を取りたい。」「この物件が欲しい。」といったやりとりがあった。金銭の要求も以前からあったが、X氏がY社を用いて金銭を作出し、金銭を支払うようになってからは度々金銭の話が出るようになり、受注又は受注協力に際して金銭の支払いがなされていた。支払う金額は、全て相手方から提示され、その金額は、10万円程度のこともあれば、数百万円に上ることもあった（ただし、全体を通じて、1つの工事について渡す金銭が1000万円を超えたことはない。）。また、請負工事代金の中から生じる利益の範囲で金銭を作出する（東テク電工の利益も確保する中でY社に対する外注費を発生させる。）ため、支払う金額は、受注金額から機械的に決まるものではない（受注金額の何%とのルールや相場があるわけではない。）。

L1社とは、従前の担当者（B氏）が死去した後も他の担当者（A氏）との間で本件不適切取引が継続していた。本章第1の1(2)ウ(ア)の事例のように、東テク電工が受注したい官庁工事に近接した金額で入札してもらい、L1社の会社が受注し、東テク電工が下請に入る際に金銭を渡すことが多かった（逆のパターンもあるが、その際、X氏はL1社から金銭を受領していないと述べていることは前記のとおりである。）。

L2社とも同様に従前の担当者が退職した後も後任の担当者との間で取引を継続していた。L2社もL1社と同じく、同じ官庁物件に入札し、L2社が受注した場合に、東テク電工が下請に入る際に金銭を渡す場合のほか、単にL2社が受注した工事の一部を下請として受注する（その際、Y社への外注費を入れても利益を確保できる金額＝官庁工事の単価で計算した金額で発注してもらう）場合もあった。

L3 社は、担当者（役員）が千葉県内の特定の市を中心に同業者に非常に強い影響力を持っていた。X 氏から同社の担当者（役員）に対し、東テク電工において特定の物件を受注したい旨伝え、  
「うちが下りて東テク電工が受注したら回してもらうこと（お金を作ること）はできるか。」との話が持ちかけられた。X 氏がこれに応じると、L3 社は、自社が入札に参加しないだけでなく、L3 社が影響力を持つ他の同業者の調整も行い、他の同業者も入札に参加しなかった。なお、L3 社については、担当者（役員）が死去したことにより、取引は終了している。

X 氏によれば、本件不適切取引に基づく金銭授受を行った回数は、上記 L1 社から L3 社が多くを占めており、L1 社から L3 社は一覧表記載の取引期間を通じて何らかの工事で本件不適切取引に関係していたとのことである。

L4 社も自社が入札に参加しない条件として金銭を要求してくる会社である。

L5 社は、L5 社が落札した工事のうち、電気工事部分を東テク電工が受注するにあたり、「お金を作ってもらえるとありがたい。」等として、金銭の要求をしてきた。2013 年 3 月期以降、4 年くらいの間に 3 件受注したが（各工事の工期は 1 年半程度）、L5 社が廃業したことで取引は終了している。

L6 社も千葉県内の業者で 3 件ほど官庁物件の入札に参加しない見返りとして金銭を支払った。L3 社とは異なる地域の同業者に影響力を持っており、同様に、L6 社に金銭を支払う約束をすると、他の同業者も入札に参加しなかった。

L7 社は、県外の業者であるが、L7 社が千葉県内の物件を落札した際、東テク電工を下請に入れるにあたり金銭を求めてきたため支払った（当該物件で大きな赤字が出たため、以降、取引はない（1 件のみ）。）。

L8 社も、県外の業者であるが、県外の業者でも参加可能な千葉県内の入札案件において、入札に参加しない見返りとして金銭を支払った。取引は 1 件のみで、近年は入札案件が総合評価になったことの影響もあり（千葉県内の官庁工事は千葉県内の業者が受注しやすくなったこともあり）、県外の業者と調整する必要性は低下したとのことである。

L9 社及び L10 社は大手企業である。このうち L9 社は、東テク電工との取引は長いが、特定の物件の担当者のみ金銭を求めてきた。その物件では、本体工事のほか、複数の追加工事があり（請負代金の総額は 3 億円程度とのこと）、複数回金銭を支払った。

L10 社は、L9 社とは異なり、L10 社の主たる担当者である 3 名全員から金銭の要求がなされた。L10 社の担当者からは、複数の工事の資料が示され、「どれがいい？」と尋ねられた。X 氏が受注したい工事を選ぶと、金銭の要求があり、X 氏から金銭を作るためには受注金額の上乗せが必要と伝え、そ

のとおり発注金額を増額した。L10社の担当者に渡す金銭は工事ごとに異なるが、1工事あたり100万円以上である。ただ、L10社についても、赤字の現場が出た際、追加の工事代金を支払ってくれないといった問題が生じたため、以後、取引はしていない。

## ii 発注者

一覧表のM1社ないしM6社は、発注者（建設会社、ビルのオーナー会社等）である。

M1社及びM2社は、本章第1の1(2)ウ(イ)の事例のビルのオーナー会社（M2社）と改修工事を行う建設会社（M1社）である。既に述べたとおり、ビルのオーナー会社（M2社）との間の本件不適切取引に基づく金銭授受は、担当者が死去したことにより終了している。他方、建設会社（M1社）との間では本件不適切取引に基づく金銭授受は継続している。

M3社は、近年、X氏において継続的な発注が見込める顧客として営業に力を入れていた会社であり、初めて大きな工事（工場の電気工事）を受注させてもらうことになった際、M3社の担当者からの金銭の要求があった。受注金額は4000万円程度の工事（以後、追加工事あり）であり、X氏からM3社の担当者に対して、査定金額をあげてもらいたい【<sup>27</sup>】と伝えたところ、これに応じて査定し、受注金額が増額となったため、Y社を用いて100万円程度の金銭を作り、担当者に渡した。以後、M3社の担当者からは金銭の要求がなされたことはない。

M4社は、取引の長い建設会社（取引自体は2017年3月期以前からある会社）であり、本件不適切取引に基づく金銭授受の当初の要求金額は5万円程度であったが、近年は求めてくる金額も増えており、100万円を超えることもある。他の会社と同じく、金銭を求められた際、X氏から受注金額の増額を求め、M4社の担当者がこれに応じて発注金額を増額するため、Y社を用いて金銭を作って要求された金額を渡していた。本件不適切取引に基づく金銭授受は、間が空いて行われることもあるものの、取引期間が長いため、件数としては10件以上あるとのことである。

M5社は、入札に関する情報を提供する対価として金銭を求めてきた会社である。M5社の担当者（官公庁のOBとのこと）に金銭を渡したのは、本章第1の1(2)ウ(ア)の事例において入札に関する有益な情報を得た際の1件のみである。

M6社は、L2社から紹介された千葉県内の建設会社である。L2社の情報提

---

<sup>27</sup> 例えば、見積り上、一人工あたり2万円のところを2万3000円で計算することを指す。

供により、M6 社が千葉県内の官庁工事を落札した際、東テク電工が下請に入るの見返りとして、L2 社の担当者及び M6 社の担当者から金銭の要求があり、受注金額の上乗せに応じたため、Y 社を用いて金銭を作って支払った。M6 社と本件不適切取引を行ったのは、この 1 件のみである。

### iii 設計事務所

本章第 1 の 1 (2) ウ (ウ) の事例は、No.17 の設計事務所のものである (以下、No.は、上記一覧表の相手先番号の業者等を指すものとする。)。No.17 の事務所に図面を変更してもらい金銭を渡したのは 2 件 (いずれも渡した金額は 100 万円) である。

No.18 も No.17 と同様である。X 氏は、東テク電工において受注したい物件の設計を行っている事務所である No.18 を訪問し、設計図面を見せてもらいたいと依頼し、図面を見せてもらった。そして、X 氏から No.18 の担当者に「配線を変えることはできるか。」と尋ねたところ、図面を変更して設計金額を変えることもできるとして、No.18 の担当者から金銭を求められた。要求された金額を支払うために必要な設計金額の上乗せ額を X 氏から伝え、No.18 の担当者がこれに応じたため、落札後、Y 社を用いて金銭を作り、要求された額の金銭を支払った。No.18 に金銭を渡したのも 2 件である。

No.19 は、X 氏において、半官半民の集合住宅の建替えの情報入手したため、飛び込みで設計事務所を回って担当する設計事務所を見つけようと考え、探し当てた設計事務所である。X 氏は、No.19 から設計図面を見せてもらい、電気配線についても X 氏が求める形に変更してもらおう等、便宜を図ってもらった。その後、東テク電工が落札し、電気工事を行うことになったが、追加工事が発生し、そこでも便宜を図ってもらった際に No.19 から金銭の要求があった。X 氏によれば、このとき (追加工事) の受注金額は、8000 万円ほどであり、2000 万円ほど上乗せしてもらったため、1000 万円には満たないものの、相応の金額を渡しているとのことである。No.19 とは、これをきっかけに取引が始まり、以後も、渡している金額は数十万円の時もあるものの、年に 1～2 件程度は本件不適切取引に基づく金銭授受を行っている。

### iv 議員

議員については、本章第 1 の 1 (2) ウ (エ) に記載したとおりである。

### v 小括

本章第 1 の 1 (1) に記載したとおり、調査対象期間 (2012 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで) における東テク電工と Y 社との取引金額 (振込金額べ

ースの総額)は639,147千円に及ぶ。X氏によれば、X氏がY社から受領した金銭は、東テク電工がY社に支払った金額の40~50%であるから、少なくともX氏は2億5000万円以上を受領した計算になる(6.3億円×40%=2.52億円)。

そして、X氏によれば、受領した金額は、全て東テク電工の営業目的のために、発注者、同業者等の担当者に渡しているとのことであり、その相手方は、上記20社(議員を含む。)である。X氏は、このうち、L1社、L2社、L3社、L10社、M1社に渡している金額が全体の7割を占めていると述べている。

## オ 事実関係から生じる疑問点

### (ア) X氏による金銭着服の可能性について

上記のとおり、X氏は、Y社から受領した金銭をすべて東テク電工の営業目的のために使用しており、一切、着服、費消していないと述べている。

この点、当委員会は、東テク電工の従業員、外注先に対するヒアリングにて、X氏の金回りについても確認したが、東テク電工の後輩従業員を飲食に誘い、飲食費を負担する等の行動は確認されたものの、高価な車を保有している等【<sup>28</sup>】の事実は認められず、給与に見合わない浪費をしているとの事実までは確認されなかった。また、当委員会が行ったデジタル・フォレンジック調査においても、X氏の浪費につながる事実までは確認されなかった。さらに、当委員会は、X氏から任意に銀行口座の通帳を開示するよう求め、2つの口座について過去10年分の取引履歴を確認したが、疑義のある入出金は確認されなかった。

したがって、X氏が受領した金銭を着服、費消していた可能性は否定はできないものの、当委員会の調査によっては、X氏がY社から受領した金銭を着服、費消した事実は認められなかった。

### (イ) X氏が本件不適切取引を行った動機について

上記のとおり、X氏は、Y社から受領した金銭を一切、着服、費消していないと述べている。そして、X氏は、本件不適切取引をした理由(動機)について、もっぱら東テク電工の利益のために行ったものであると述べている。

この点(X氏が本件不適切取引を行った動機)については、次項(関与者・関係者の認識)において検討する。

---

<sup>28</sup> 中古車2台を保有しているとの情報を得たが、本人に確認したところ、父親所有の車であり(車検証の写しを確認)、実家に置いてあるものとのことであった。また、自宅は借家とのことであった(賃貸借契約書の写しを確認)。

## (ウ) Y社との取引実態について

これまで述べてきたとおり、X氏は、多くの工事において、外注先にY社を含め、Y社に対する外注費を計上している。そして、X氏自身、2012年3月期以降、Y社に対する架空の外注費を計上してきた事実を認めている。

この点、当委員会が行ったヒアリングにおいて、工事の現場でY社の職人を見たと言った者は、1人もいない。他方、X氏は、支払った外注費に全く見合わないことは認めつつも、2012年3月期以降もY社の職人が現場に来たことはあると述べている（1～2回程度、現場に来た年もあったと述べている）。しかし、そのX氏においてもY社が現場にいたことを示す客観的資料（作業日報、作業報告書等）は何ら存在しないと述べている。また、現場にY社の職人が来たとするX氏の記憶も確かなものではなく、近年、Y社から人を出してもらった現場については、工事を行う職人というよりも単なる人数合わせに近い態様だった（現場に誰かいる必要があるので呼んだもの）と述べている。さらに、X氏は、税務署の反面調査時には、税務署の職員に対して、Y社においてコンサルタント的な業務（工事に対する助言等）を行っていたと説明したと述べるものの、当委員会のヒアリングに対しては、そのような実態はなく、従前より税務調査等に備えて、偽装工作としてX氏においてY社を外注先に含めた工事の図面にマーカを引いてY社に渡していた等と述べている。そして、当委員会の求めにかかわらず、Y社は、当委員会のヒアリングに応じず、Y社からも何らの説明、資料の提供もなされなかった。

以上のことからすれば、少なくとも、X氏自身、本件不適切取引を開始したと認める2012年3月以降については、証拠上、取引の実態があったと認定し得る東テク電工とY社との取引は存在しないと言わざるを得ない。

## 2 関与者、関係者の認識

### (1) X氏

X氏は、2012年3月期以降、実際にY社から職人に来てもらったことはほとんどない旨述べ、本件不適切取引、すなわち、Y社との間で実態を伴わない外注取引（架空取引）を行った事実を認めている。

そして、本件不適切取引の動機について、概要次のように述べる。

- ・ 間違った考えだと思うが、会社の利益に結び付くなら、それが会社のためになると考えた。
- ・ お金を渡す相手とは、互いにお願いごとをして、聞いて、信頼されているということなので、そこから受注、売上に繋がればいいと思った。
- ・ 営業として信頼を受けたという1つの達成感。その人と継続して仕事をして行け



るので、会社と太いパイプができたな、信頼ができたなと感じていた。

- ・（通常の接待ではいけないのかとの問いに対し）それだけでは競争に勝てない、よほど汚いことまではしてくれない。（中略）接待をしてもせいぜい相見積もりの中に入れてくれる程度。こちらも踏み込まなければ、向こうも踏み込んでくれない。
- ・ 工事には波がある。工事の絶対量がない時期がある。顧客との信頼関係があり、優先的に発注してもらえれば、営業活動において有利だと思った。
- ・（物件ごとではなく）全体で利益が確保できればいいと考えていた。そのため、最終的に利益減少で進めようとした物件が何件かあった。個別の物件ではなく、年間の利益率を考えて行っていた。
- ・ 頭にあったのは、年間の利益率、受注金額の目標クリアだった。

X氏は、本件不適切取引の動機について、もっぱら東テク電工の利益のためであったと述べ、具体的には、上記のとおり、売上高及び経常利益の年間目標を達成するためであったと述べている。しかし、後述するとおり、X氏が行った行為は、民法上、不法行為に該当するとどまらず、刑法上も詐欺罪に該当する行為であり、法に抵触する行為であることはX氏自身も認識していたものと考えられる。また、X氏は、東テク電工の取締役でも株主でもない一従業員に過ぎないところ、東テク電工は、営業成績に応じて大幅に給与や賞与が上がる給与制度ではなく、東テク電工が売上や利益を伸ばしても、行為の重大性となつり合うだけの経済的利益がX氏に発生するわけでもない。そのため、X氏がもっぱら東テク電工の売上や利益獲得のために長期間にわたって本件不適切取引を行っていたとの点には疑問の残るところである。

他方で、D社長及びX氏は、東テクから示される予算（売上及び利益目標）を達成しなければならないと考えていたものの、達成は容易ではないと考えていた旨述べている【29】。また、X氏は、上記のとおり「営業として（同業者や発注者の担当者から）信頼を受けたというある種の達成感」も理由（動機）の1つとして述べているところ、X氏は、先代社長（D1氏）のころから、先代社長に指示されて談合の席に出席していたが、当時はまだ一人前として扱われなかったとも述べている。そうした中で、同業者や発注者の担当者から金銭の要求を受けることになったことについて、X氏が、それを自分に対する信頼の証であるとの間違った受け止め方をし、その信頼に応えるため本件不適切取引を行ったという可能性も否定はできない。加えて、既に述べたとおり、X氏がY社から受領した金銭を着服、費消した事実は認

---

<sup>29</sup> ただし、当委員会の調査では、東テクが示す予算が達成不可能なものであるとか、東テクがD社長及びX氏に対して過度なプレッシャーをかけていたとの事実は認められなかった。

められていない。

以上のとおり、X 氏がおっしゃる東テク電工のために本件不適切取引を行い、自らは金銭を一切、着服、費消していないとの供述には疑問は残るものの、X 氏の供述を直ちに否定することもできない。そして、X 氏の同業者や発注者の担当者に対する金銭の交付を裏付ける客観的資料も、自ら金銭を着服、費消したことを裏付ける客観的資料も存在せず、それらを事実として認定することができない以上、X 氏が本件不適切取引を行った動機を特定することは困難である。

## (2) D 社長

### ア D 社長が述べる認識の概要

D 社長は、本件不適切取引を知らず、Y 社についてもその詳細を知らなかったと述べている。

具体的には、本件不適切取引を知らず、東テク電工が Y 社へどのような仕事を依頼していたかも知らず、Y 社が東テク電工にとって支払金額が大きい外注先であることも知らず、ただ X 氏から「応援（工事現場への人工出し）に使っている。」と聞いていた旨述べた。しかし、Y 社について疑問を持ったことは一度もないとのことであった。

上記認識には、経営者の姿勢として疑問が生じるころ、D 社長は、その理由として、9 年ほど前に怪我をして自身が職場を離れた間も東テク電工の事業に大きな影響がなかったことから、仕事に対するモチベーションが低下した旨述べた。

また、D 社長は、本件不適切取引の発覚後、本件不適切取引について X 氏から「同業者等にお金を配った。」と聞いており、その目的は、会社のため、受注するためだと聞いた旨述べた。そして、発覚時の X 氏に対する気持ちについては、「やっちゃったことなので、怒ってもしようがないという気持ち。」などと述べた。

以上の D 社長の認識について、以下検討する。

### イ D 社長が述べる D 社長による決裁の実態

D 社長の認識を検討する前提として、D 社長が述べる、各案件における D 社長の決裁について確認する。

第 2 章第 4 で述べたとおり、東テク電工では、各工事物件の受注後、工事担当者や X 氏が予算書を作成すると、最終的に D 社長がこれについて決裁を行う（決裁印を押す）。また、工事内容の変更等によって予算書を変更する場合にも、毎回 D 社長の決裁が必要となる。

しかし、D 社長は、D 社長による決裁の実態について次のように述べる。

- ・ 工事担当者から流れて来た原価策定表【<sup>30</sup>】は全て確認している。
- ・ 予算書は全件チェックするようにはしているが、実際のところ、原価策定表の段階で確認し OK を出しているのので、予算書の中身を詳細には確認していない。原価策定表の金額と予算書のコピー金額がだいたい合致していればよしとしている。
- ・ 予算書のうち施工査定書については、受注金額と営業利益率のみを確認している。一定の利益率が確保できているかの確認のためである。発注一覧表は、決裁欄があるため見ることはするが、詳細は確認していない。

## ウ D社長の認識に関する疑問点

D社長が述べるD社長の認識には、次の疑問が残る。

### (ア) Y社について何も知らず、疑問も持たなかったと述べていること

Y社は、調査対象期間（2013年3月期から2023年3月期まで）において、東テク電工にとって3番目に仕入金額が大きい仕入先になっている（合計約6億円）。しかし、D社長は、Y社が3番目に大きい仕入先であることを知らず、その詳細も把握しておらず、疑問も持たなかった旨述べる。

以上の供述について、いくら仕事に対するモチベーションが下がったとしても、仕入金額第3位の取引規模の取引先を経営者が認識していないことは、あまりにも不自然である。実際に、当委員会がD社長に対し、東テク電工との取引金額が多い仕入取引先（外注先）上位複数社について認識を確認したところ、「この会社は材料屋さんである。」、「この会社は職人を出す会社で、抱えている職人は○人ほどである。」、「社長とも面識がある。」など、何かしらの認識を有しており、少なくともY社のように、どのような仕事をしているかすら把握していない取引先は存在しなかった。

また、先に見たとおり、東テク電工では予算書について社長決裁が必要であるところ、当委員会が確認したところでは、数多くの発注一覧表にY社の名前が登場していた。D社長は、予算書の決裁に際し発注一覧表の詳細は確認しないと述べるが、発注一覧表の文字は決して小さいものではなく、注視しなくとも決裁印を押す際にY社の名は目に入る。したがって、D社長には、Y社との取引の頻度等を認識する機会が日常的にあったものと思われる。

以上に照らすと、Y社に疑問を持たなかったとのD社長の供述には、疑問が残る。

---

<sup>30</sup> 第2章第4で述べたとおり、受注前の積算段階で作成される書類である。

## (イ) 利益率に大幅な変動があった物件に関する供述に疑問があること

X氏によれば、Y社への外注費については、全体の利益率を見ながら複数回予算を操作しており【<sup>31</sup>】、その度に予算書を修正し、D社長の承認を受けていたとのことである。実際に、Y社に対する外注費が複数回変更された予算書も複数件確認されている。

ここで、2021年から2023年に行われた「工事②」（受注額約2億円）では、受注当初のY社に対する外注費は1200万円とされており、当時の営業利益率は■%であったところ、そこから9回の予算変更を経て、最終的にY社に対する外注費は2750万円まで膨らみ、営業利益率は当初の3分の1近くにまで下がっている【<sup>32</sup>】。

D社長が各工事物件の利益率を重視していたことはD社長も認めるところであり【<sup>33</sup>】、X氏も、「D社長は業績、数値目標を一番気にしている。」旨述べるが、このようなD社長の意識を前提とすれば、本物件のように営業利益率が大幅に下がった物件については、X氏からD社長に対し何かしらの説明があるか、それがなければD社長からX氏に対し指摘があつて然るべきである。また、利益率が下がっているにもかかわらずY社の仕入金額は増えているのであるから、この点についても指摘があつて然るべきである。

本物件についてD社長は、X氏から本物件の予算変更について何かしらの説明を受けたことは覚えているが、具体的な内容は覚えていない旨述べている。利益率を重視するD社長が具体的な説明を覚えていないとの点は疑問であるが、さらに、本物件についてX氏は、利益率の減少やY社に対する外注費の増加等についてD社長からの指摘は特段なく、D社長に対し詳しい説明もしていない旨述べている。このように供述が食い違っている。

以上はあくまで一物件に関する供述ではあるものの、利益率の大幅な変動から、本物件は案件の中でも特にD社長やX氏の記憶に残りやすい物件であった

---

<sup>31</sup> Y社以外の外注先で予定していた工事が想定よりも少なかった場合には、当該業者への外注費を削りその分Y社への外注費を増やしたり、物件の利益率が全体的に悪いときには東テク電工の利益を確保するためにY社への外注費を減らすなど、Y社に対する外注費については様々な予算操作を行っていたようである。

<sup>32</sup> X氏によれば、Y社を外注先に入れる案件では、予算書の修正の回数が多くなりがちであったとのことである。またその回数についてX氏は、自分が上席として部下を管理する立場にあったならば、「(予算書が) そんなに変わるわけがない。」と思うだろう旨述べている。これに対しD社長は、9回の予算書変更について、「(多いとは) 特に思わなかった。修正が入ることはよくあること。」と述べている。

<sup>33</sup> D社長は、当委員会のヒアリングに対し、施工査定書を利益率の観点から確認していることや、大型案件の利益率は■%というイメージを持って利益を確認していた旨を述べた。

と思われ、このような物件に関する供述に疑問点が残ることは、Y社及び本件不適切取引に関するD社長の供述全体の信用性に影響を与えるものとする。

#### (ウ) 本件不適切取引発覚後、D社長がX氏を叱責した形跡がないこと

当委員会からD社長に対し、本件不適切取引を行ったX氏に対する気持ちを尋ねたところ、D社長は、「やっちゃったことなので、怒ってもしようがないという気持ち。」などと述べた。また、X氏も、本件不適切取引に関しD社長から叱責を受けたことはないと述べている。

本件不適切取引は、架空取引によって、東テク電気のお金を正当な理由なくY社に流したというものである。D社長が述べるとおり、D社長が本件不適切取引を知らなかったとした場合、このように会社に損害を与え得る行為について、会社のために金を配った、自分(X氏)のためには使っていないとのX氏の説明を鵜呑みにし、本件不適切取引発覚後、X氏を一度も叱責していないD社長の態度には疑問が残る。

#### (エ) デジタル・フォレンジック調査への協力を求められて以降にスマートフォンを初期化していること

D社長の個人利用スマートフォンは、デジタル・フォレンジック調査への協力を求められて以降に初期化<sup>【34】</sup>されている<sup>【35】</sup>。

個人利用スマートフォンの初期化についてD社長は、「プライベートを知られるのが嫌だった。」と説明した。

個人利用スマートフォンについて、プライベートを知られるのを避けたいとの気持ち自体は理解できなくはないものの、本件不適切取引の調査のためデータ保全を依頼された後に個人用スマートフォンを初期化するとの行為は、D社長の本調査への非協力的な姿勢を示すものであり、D社長の供述態度の評価に影響し得るため、指摘する。

#### (オ) 結論

D社長による決裁の実態を前提とし、D社長が本件不適切取引を認識していた

---

<sup>34</sup> デバイスをリセットし、出荷時の状態に戻すこと。これにより全てのデータが削除される。

<sup>35</sup> 当委員会の設置は2023年5月10日だが、当委員会委員候補者は、委員会の設置に先立ち、事案に鑑み、デジタルデータの保全を東テクに進言した。D社長の個人利用スマートフォンのデジタルデータ保全の旨は、東テクを通じ、同年5月8日に電話で、翌9日にメールで、D社長に伝えられた。D社長の個人利用スマートフォンは、同月10日午前8時23分ころ初期化されている。

ことを示す客観的資料や D 社長の供述を覆す関係者のヒアリング結果【<sup>36</sup>】が存在しない以上、D 社長が本件不適切取引を認識していたとまでは認定できない。もっとも、上記のとおり、D 社長の Y 社及び本件不適切取引に関する認識についての供述には疑問が残る。D 社長が、X 氏が Y 社を利用して何らかの不適切なやりとりをしている程度は勘づきながらあえて深入りをせずに放置していた可能性も否定はできないと思われる。

### (3) 東テク電工の従業員

#### ア はじめに

当委員会が東テク電工の一部従業員にヒアリングを行ったところ、Y 社との間の本件不適切取引を認識している者はいなかったが、一部、Y 社について疑問を抱いている従業員は存在していた。以下詳述する。

#### イ 総務部の従業員

当委員会がヒアリングを行った総務部の従業員は、皆、東テク電工が Y 社へ発注していることは認識していたが、架空発注については認識していなかったとのことであった。

また、Y 社について、ある者は、外注先の一つという認識で特段疑問は持たなかったと述べ、またある者は、注文請書や東テク電工に対する請求書等の書類は問題なく発行されていたため特段疑問は持たなかったが、実態が見えず、よくわからない会社であるとの印象は持っていた旨述べた。

#### ウ 工事部の従業員

工事部は、現場には出ずに会社で積算業務を担当する H 氏と、現場で現場管理を行うメンバーとに大きく分かれる。このうち、積算担当の H 氏は、東テク電工の外注先に Y 社という会社があることを知らなかったとのことであった。以下では、実際に工事現場で現場管理を行い、外注先とやり取りをしている工事部の従業員の認識について整理する。

まず、現場管理を担当する従業員 6 名から当委員会がヒアリングを行ったところ、Y 社からの職人を現場で見たことがある人物は 1 人もいなかった【<sup>37</sup>】。また、頻度の差はあるが、1 名を除き、発注一覧表や受注残高一覧表等の書類上、外注先に Y

---

<sup>36</sup> X 氏においても、D 社長は本件不適切取引については何も知らなかった（X 氏から相談、報告した事実等はない）と述べている。

<sup>37</sup> Y 社以外には、現場で職人を見たことがない等の怪しい外注先は特に思い当たらないとのことであった。

社が含まれることがあることを認識していた。なお、認識がなかった1名は、当委員会がヒアリングを実施した従業員の中では勤続年数が最も短い若手であり、Y社という会社の存在すら認識していなかった。

少なくとも書類上はY社の存在を認識しているものの、現場でY社からの職人を見たことがない従業員らの認識は、次のように分かれた。

#### (ア) 甲氏

自分が工事担当者を務める現場も含め、書類上外注先にY社が入っていることは認識しており、Y社からの職人が現場に来ていないことも認識していた。Y社が何の業者かもわからなかった。営業等何らかの理由で支払わなければならない先なのだろうか、Y社への支払いは何なのだろうかと感じており、Y社を怪しいと感じていた。しかし、X氏等に尋ねることはせず、工事担当者として現場を赤字にしないことに集中していた。

#### (イ) 乙氏

書類上外注先にY社の名前があるのを見たことがあり、自分が担当する物件についてもY社の名前が入っているのを見たことがあるが【38】、一度もY社からの職人を見たことがなかったので、何なのだろうとは思っていた。しかし、そこまで変だとは思わなかった。書類上自分の担当物件にY社が入っている場合については、Y社は実際には違う現場で仕事をしており、その現場が赤字になったため、支払いだけ自分の担当物件で行っているということなのだろうと思っていた。

また、X氏に対しY社が何の会社なのか尋ねたことがあるが、X氏の回答は、何でもやる業者であるというものだった。

#### (ウ) 丙氏

自分が現場を担当する物件も含め、書類上外注先にY社の名前があることは認識しており、何の業者なのかと思ったことがあるが、X氏に尋ねることはしなかった。上司なので、X氏に尋ねるのもどうかと思っていた。工事担当者として工事を進めることが自分の仕事だと思っていた。

#### (エ) 丁氏

書類上Y社の名前を見たことは1度だけである。過去にX氏に対しY社とは

---

<sup>38</sup> 乙氏によれば、乙氏が現場業務で忙しく、予算書まで手が回らないような場合には、X氏が予算書作成等の業務をフォローすることもあったとのことである。

何の会社か尋ねたところ、たくさんの人を手配できる会社である旨説明を受けた。この X 氏の説明を信じていた。

#### (オ) G 氏

過去に、X 氏から依頼を受け、自身が担当する物件のうち、当初の想定を上回る利益が出る見込みの現場の予算枠を修正し、真実は Y 社による工事はないにもかかわらず、外注先に Y 社を加えたことがある【<sup>39</sup>】。

Y 社について、X 氏から、労務を請け負う会社、つまり人工出しの会社である旨聞いたことがあり、X 氏からの依頼については、X 氏が担当するある現場で Y 社に応援に来てもらったが、その現場の予算が足りないため、利益が出ている工事から Y 社へ支払ってほしいという趣旨であると認識した【<sup>40</sup>】。

以上のとおり、工事部の従業員の中には、全員ではないものの、Y 社という会社について疑問を持つ従業員が存在していた【<sup>41</sup>】。もっとも、X 氏や D 社長に詳細を確認したり、内部通報を行う者はいなかった。

#### エ まとめ

東テク電工の従業員の中には、Y 社という会社について疑問を持つ従業員は存在していたが、本件不適切取引を認識している者は存在しなかった。

工事部の従業員の中には、Y 社について話を聞いた際に、自分の仕事、すなわち工事現場を問題なく進めることに集中していたとか、工事を進めることが仕事なので外注先にどこが入るかは自分には関係ない旨述べる者もいた。Y 社について、X 氏や D 社長に詳細を確認したり、内部通報を行う者がいなかったのは、X 氏が上司であるだけでなく、東テク電工において X 氏に権限が集中していたことにも要因があるものと考えられる。

---

<sup>39</sup> その結果、書類上は、G 氏が担当する同物件の外注先に Y 社が含まれることとなり、Y 社に対する支払いが行われた。

<sup>40</sup> このように G 氏は、別現場ではあるものの Y 社による仕事は一応存在するものと認識していたようである。もっとも、G 氏が担当する現場との関係では、架空取引と認識していたことになる。

<sup>41</sup> Y 社を怪しいと感じていた旨を明確に述べた従業員は甲氏のみであったが、丙氏については Y 社にあえて触れないとの姿勢が見え、Y 社に疑問を持っていたことが窺われた。



### 3 本件不適切取引の法的評価

#### (1) はじめに

既に述べたとおり、Y社への外注費の支払いは、実態を伴わない架空の外注費の支払いであり、本来であれば東テク電工がY社に支払う必要のない金銭の支払いであった。そのため、東テク電工がY社に対し、不当利得に基づく返還請求として、当該架空の外注費に係るY社への送金額を請求できることについては異論ないものと思われる。

本項では、東テク電工をしてこのような架空外注費の支払いを実施させた本件不適切取引に関し、これを実行したX氏の法律上の責任について論ずることとする。

#### (2) 刑事責任について

X氏の行為は、刑法上の詐欺（刑法247条1項）を構成する。

刑法上の詐欺は、①行為者が、相手方（被欺罔者）を錯誤に陥らせるような欺罔行為を行い、②欺罔行為により事実を誤信した被欺罔者が財産処分行為をなし、③被欺罔者の財産処分行為によって行為者（又は一定の関係にある第三者）が財産の移転や財産的利益を得た場合に成立するものとされている。

X氏は、実際にはY社に外注した事実がないにもかかわらず、これらがあることを前提としたY社作成名義の内容虚偽の請求書を総務部に提出している。これはY社への送金という財産処分に向けた虚偽の事実の申告であるため、詐欺における欺罔行為に該当する。当該欺罔行為により騙された（Y社への支払いが、東テク電工の業務上、必要な支払いであると誤信した）被欺罔者は、総務部の従業員である。そして、総務部従業員がY社名義の請求書に基づいてY社名義口座への振込処理を実施する行為は、詐欺における（欺罔行為に基づく）財産処分行為に該当する。被害者は、法人たる東テク電工である【42】。

この点、本章第1の1(2)イのとおり、X氏は、Y社に送金された金銭のうち、概ね50～60%についてはY社のZ氏に交付【43】しており、残り40～50%については、全て東テク電工の営業目的のために発注者や同業者等の担当者に渡した旨を述べている。既に述べたとおり、このような費消状況に係るX氏の供述には客観的な裏付

---

<sup>42</sup> X氏が最後にY社名義の請求書を総務部従業員に提出したのは、2023年4月初旬頃（2023年3月分の請求に関するもの）であり、提出された請求書は9通でその合計額は14,289,000円である。これらに対する支払いに関しては、2023年4月中旬頃に本件不適切取引が発覚したためにY社名義口座への振込手続が実施されなかった。そのため、2023年3月分の請求に関しては、詐欺未遂罪が成立するにとどまる。

<sup>43</sup> 正確には、Y社に送金された金銭の概ね40～50%についてのみZ氏から受け取り、その残りはZ氏の取り分として引渡しを求めなかったものであり、Z氏がこれをどのように費消したかは分からない、という趣旨の供述である。

げがない上、仮に X 氏の供述どおりであったとしても、このような金銭の費消状況によって詐欺の成否は左右されないものと考えられる。

すなわち、営業目的で発注者や同業者等の担当者個人に金銭を交付することや、当該交付する金銭を捻出するためのいわば「手数料」を第三者に交付すること（X 氏の供述を前提とすれば、Z 氏に対する詐取金の 50～60%の交付は、発注者や同業者等に交付する金銭を捻出するための必要経費という整理になるものと思われる。）が、東テク電工の正常な営業活動として許容されていないことは論を俟たないところであり、X 氏の述べるような金銭の費消状況は、X 氏の正当な業務行為には該当しない。また、総務部従業員は、このような Y 社への金銭支払いの趣旨・目的（Y 社に外注した事実が無く、営業目的で交付するための金銭を捻出するという趣旨・目的）を知らなかったからこそ Y 社への支払いを実施したのであり、仮にこのような事実が X 氏から総務部従業員にあらかじめ開示された上で Y 社名義の請求書が提出されていたとすれば、Y 社への振込処理を実施したとは到底考えられない。よって、X 氏の述べる金銭の費消状況は、正当行為の根拠にはならないし、上記不正行為の欺罔行為性を左右することもない。

当該詐欺行為は、各欺罔行為及びこれに基づく財産処分行為の都度、すなわち内容虚偽の Y 社名義の請求書の提出行為及びこれに基づく Y 社への支払いの都度、それぞれ成立するものと考えられる。各詐欺行為の既遂時期（犯罪が成立する時期）は、基本的には東テク電工から Y 社名義口座への各支払いの着金日となるものと考えられる【44】。したがって、Y 社名義口座への着金によって詐欺は既遂に達し、東テク電工から不法に金銭を領得する詐欺行為としてはこの時点で完了する。その後、X 氏が不法に領得した金銭につき、どのように費消されたとしても、上記詐欺と別個の法益侵害のない限り、不可罰的事後行為として新たな犯罪は成立しない。

この点、X 氏は不法に領得した金銭について、議員に交付したものもあると述べている。仮に X 氏の述べるとおり、ある議員から入札に関する情報を得るために詐取金を費消したとすれば、公務員たる議員に対して賄賂を供与し、当該議員の職務の公正等を害したものとして、X 氏に贈賄罪が成立する可能性がある（刑法 198 条）。もっとも、X 氏の指摘する議員がどのような立場にある者なのかや、X 氏が当該議員

---

<sup>44</sup> ただし、Z 氏が詐欺の共同正犯と評価される場合等である。その場合、Z 氏が代表取締役を務める Y 社名義口座に詐取金が着金した時点で、X 氏及び Z 氏が詐取金の支配を獲得して詐欺罪は既遂に達するものと考えられるためである。なお、Z 氏において詐欺の共同正犯と評価しうる程の認識や関与があったかについては、Z 氏へのヒアリングが実施できなかったことなどもあり、本調査では明らかにできていないが、Z 氏が東テク電工から Y 社への外注の事実がないことを認識していれば、少なくとも詐欺の幫助犯は成立するものと考えられる。さらに、Z 氏が、本件不適切取引により、東テク電工から振込送金された金銭の一部を受領していたなどの報酬受領の事実が認められれば、詐欺の共同正犯と評価しうるものと思われる。

から得た情報が当該議員の職務権限とどのように関連するかが明らかではないため、当該議員が「その職務に関し」賄賂を受受したとは断定できない。したがって、現段階では、X氏の行為が贈賄罪に該当すると断定することはできない。

### (3) 民事責任について

上記のとおり、X氏の行為は刑法上の詐欺に該当する行為であるため、民事上は、東テク電工に対する違法な権利侵害行為（財産侵害行為）として、不法行為（民法709条）を構成する。X氏の詐欺行為により、東テク電工は、支払う必要のない架空の外注費をY社に支払わされており、東テク電工からY社への送金額が東テク電工の損害と捉えられる。なお、X氏に詐欺行為についての故意が認められること、X氏の詐欺行為とこのような東テク電工の損害に因果関係があることは明らかといえる。

東テク電工の損害、すなわち、同社からY社への振込時期及び振込金額（ただし、2012年4月以降の振込分であり、かつ消費税込みの金額である。）については、別紙4のとおりであり、その合計金額は639,147千円である【<sup>45</sup>】。

なお、X氏は、発注者や同業者等の担当者に金銭を交付することにより、工事物件の受注金額が増額されたり、工事物件が受注できたりしていた旨を述べているところ、これはX氏の不法行為（詐欺行為）により東テク電工が受注金額の増額や受注拡大といった財産上の利益を受けていたという点で、損益相殺に該当する事実の主張とも捉えることができる。もっとも、X氏の詐欺行為により、本来であれば受注できていなかったはずの工事物件が受注できたとか、本来であればより低額であった受注金額が増額されたといった事実を裏付ける資料はX氏から提出されていない。また、X氏もそのような資料は存在しないと述べている。そのため、少なくとも本報告書提出時点においては、X氏の述べるような損益相殺に該当する事実の認定には至らない。

以上から、X氏は、本件不適切取引に関し、東テク電工からY社への別紙4記載の送金額全額について、東テク電工に対し不法行為（詐欺行為）に基づく損害賠償責任を負うものと考えられる。

---

<sup>45</sup> 東テク電工からY社への振込送金に当たり、振込手数料及び東テク電工が懇意の外注先に負担を依頼している互助会費についてはY社の負担として計算されており、別紙4にはこれらが控除されたY社への実際の振込金額を記載している。

## 第2 件外調査の結果

### 1 件外調査の概要

当委員会では、次のとおり東テクグループにおいて、第3章第1の1記載のX氏が行った本件不適切取引以外にも、本件不適切取引と類似する取引を含めた他の不適切な取引が行われていないかを確認する調査を行った（以下「件外調査」という。）。

### 2 件外調査の具体的な方法・手続等

#### (1) アンケート調査

##### ア 調査方法・手続

当委員会は、以下の基準で選定した会社（東テクグループのうち国内5社【<sup>46</sup>】及びQuantum Automation Pte. Ltd.）に対し、実態の伴わない取引に関する事象等の有無や、その理由・原因・背景として思い当たる事項を質問するアンケートを実施した。具体的には、当委員会の委員長名で対象者に対し案内文を送信し【<sup>47</sup>】、当委員会の委員及び補助者のみが閲覧できるアンケートアプリ（Microsoft社のForms）を用いてアンケートの回答を収集した。

##### イ 調査の対象会社及び対象者の選定

当委員会は、調査の対象を選定するにあたり、①外注費の多寡の観点のほか、②内部統制の整備状況（一定の職務分掌が存在し、特定の人間に権限が集中しない体制が整備されているか否か、必要とされる書類の具備が厳格にルール化されているか否か、書類具備の確認体制が取られているか否か）を踏まえ、実態を調べる必要性を考慮して選定を行った。その結果、東テクグループのうち国内5社及びQuantum Automation Pte. Ltd.を本アンケート調査の対象会社とした。

かかる対象会社のうち、東テク電工については、同社全体において、本件不適切取引以外の不適切取引の有無を調査する必要があるため、D社長及び全従業員19名を対象とした。

他のグループ会社については、案件の受注、外注業者の選定や管理について一定水準の裁量を与えられた者、及び一連の業務を監視する役割が期待される者として、営業、仕入、経理の少なくともいずれか1つに関与する一定の役職者以上の者268名を対象とした（東テク電工と合わせて合計288名）。

---

<sup>46</sup> アイ・ビー・テクノス、東テク北海道、北日本計装、鳥取ビルコン、東テク電工の5社。

<sup>47</sup> 国内5社の対象者には2023年6月1日を回答期限として同年5月25日に、Quantum Automation Pte. Ltd.の対象者には2023年6月2日を回答期限として同年5月26日に送信した。

## ウ 調査結果

当委員会は、本アンケート調査終了までに、計286名から回答を得た（回答率約99%）【48】。

東テク電工以外の5社からは、不適切な取引へ関与したことがあるとの回答や、他の役職員による関与を見聞きしたことがあるとの回答はなかった。

東テク電工については、G氏（工事部部長）から、同氏自身がY社に対する外注費の計上に関与したことがあるとの回答があった。

当委員会は、G氏の上記回答を受けて、同氏に対してヒアリング調査を実施したところ、第3章第1の1(2)ウ(オ)において述べたとおり、不適切な処理が行われた事実が認められた。

もっとも、当該不適切な処理について、G氏は、X氏の指示は、Y社がX氏の担当する現場で稼働した分の外注費を、当該現場でなく、G氏が担当する現場に付け替えるというものと認識していたが、実際には、X氏の現場においてもY社による作業の実態はなく、架空外注をG氏の担当する現場においても計上させたものであった。すなわち、当該不適切な処理は、結局は、第3章の第1「本調査の結果」において記載した、X氏によるY社との間の本件不適切取引そのものに該当するものである。このように、当該G氏の不適切な処理は、本件不適切取引とは別個の不適切な取引ではなく、本件不適切取引の一部を構成するものである（なお、G氏の認識については第3章第1の2(3)ウ(オ)において述べたとおりである）。

その他、本アンケート調査において、本件不適切取引以外の不適切取引は確認されなかった。

## (2) 類似取引調査

### ア 東テク電工以外のグループ会社

当委員会は、下記(ア)記載の基準で選定した東テク電工以外の東テクグループ会社において、本件不適切取引以外にも、本件不適切取引と類似する取引が行われていないかについて調査（以下「類似取引調査」という。）を行った。

#### (ア) 対象会社の抽出基準

本アンケート調査において調査の対象とした会社【49】につき、外注先の選定

---

<sup>48</sup> 未回答者2名は、介護休暇の取得中等やむを得ない事情によりアンケート実施期間に出勤していないとのことであったが、本アンケート調査の結果に影響を及ぼさないものと判断した。

<sup>49</sup> アイ・ビー・テクノス、東テク北海道、北日本計装、鳥取ビルコン、Quantum Automation Pte. Ltd.

に関わる従業員へヒアリングを行った。その中で、①営業・経理とは独立した部署において、外注先の選定、注文書の発行を行っている会社、②外注先から相見積を取り、かつ、会議体によって外注先を選定している会社については、本件不適切取引と類似する実態のない取引が行われる可能性は低いと判断し、対象から除くこととした。その結果、類似取引調査については、鳥取ビルコン、北日本計装、東テク北海道を対象とすることとした【50】。

#### (イ) 取引案件の抽出基準

本件不適切取引は、従業員が外注先と通謀し、実際には稼働の事実がないにもかかわらずそれを装い、10年超という長期にわたり、毎期、会社をして外注先に対し多額の外注費を支払わせていたというものである。そのため、対象とした上記3社において、一定期間継続して、一定の金額以上の取引を行っている外注先との工事案件を抽出することにした。具体的には、2021年3月期から2023年3月期まで毎期連続して概ね1000万円以上【51】の外注費支払額がある外注先のうち、同期間における100万円以上の工事案件を抽出した。

#### (ウ) 証憑の有無の確認

上記の基準により抽出した工事案件において、工事担当者にヒアリングを実施するとともに、作業指示書、見積書、注文書、注文請書、作業報告書、出面表、工程表、請求書、施工体制台帳、グリーンサイトの登録情報、その他工事作業の実態を証明できるもの（メールや工事現場の写真等）等の証憑の有無を確認した。その結果、本件不適切取引と類似する取引は確認されなかった。

### イ 東テク電工

東テク電工に関しては、職務分掌が存在せず、特定の人に権限が集中するという内部管理体制の不備が存在していたため、取引の実態を検証するには当時の証票類の確認では十分ではない。そのため、東テク電工における類似取引調査については、上記3社とは異なり、以下の基準で選定した仕入先（外注先に限定しない。）に対して、直接当委員会が取引の内容を確認する調査（仕入先取引確認書の送付）を行うこととした。

---

<sup>50</sup> 本アンケート調査の対象会社としなかった子会社は除く。

<sup>51</sup> 毎期連続して1000万円以上の外注費の支払いがない場合でも、直近年度の外注費の支払いが1000万円以上の場合を含む。

## (ア) 仕入先への取引確認調査

不適切な仕入による売上原価が計上されるリスクに対応し、外注先に限定せず、①東テク電工の直近期である 2023 年 3 月期における年間仕入額が 1000 万円以上である仕入先、又は、②2021 年 3 月期から 2023 年 3 月期の過去 3 期において、年間仕入額が 3 期連続して 100 万円以上である仕入先のいずれかに該当する仕入先 26 社【<sup>52</sup>】に対して、東テク電工が計上している仕入取引が存在するか、取引の内容等の認識に相違がないか等を調査するため、委員長名による上記「仕入先取引確認書」を送付した【<sup>53</sup>】。

同確認書の回答については、東テク電工を介することなく、書面による回答を委員長が所属する法律事務所宛へ返信あるいは当委員会の委員及び補助者のみが閲覧できるアンケートアプリ（Microsoft 社の Forms）にて回答する方法で受け付けた。

本調査終了までに、確認書を発送した 26 社中、25 社【<sup>54</sup>】から回答を得られた。仕入先からの回答のうち、東テク電工が認識している仕入額との間に差異が生じているものについて調査したところ、いくつかの物件の原価について、当該物件とは関係のない他の現場の原価へ付け替えられていることが判明した。その金額及び件数は、2021 年 3 月期 10,786,750 円（15 件）、2022 年 3 月期 86,970,707 円（20 件）、2023 年 3 月期 41,601,353 円（31 件）であった。X 氏は、これらの原価付替えについて、物件の予算額との関係で仕入金額の支払いが困難となった場合に（例えば、1000 万円の予算で原価が 1200 万円になるとシステム上仕入先への支払いができなくなる。）、追加工事として受注して予算額が増額されるまでの間、仕入先への支払いを先行して行うために原価付替えを行っていたとのことであり、意図的な利益操作や原価の先送りを計画的に行ったわけではないとのことであった。

## (イ) 実体の確認

第 3 章の第 1 の 2 において記載したとおり、工事部の 6 名の従業員に対しヒアリングを行い、東テク電工の外注先の実体の有無について確認した。その結果、Y 社以外にも現場で見たことのない外注先が存在すると述べる者はおらず、実体のない外注先は他には確認されなかった。

---

<sup>52</sup> 26 社の過去 3 期の仕入金額合計が同期間の全仕入金額合計に占める割合は 81.2%となる。

<sup>53</sup> 2023 年 6 月 5 日、26 社に対して同確認書を一齐に送付した。

<sup>54</sup> Y 社以外の 25 社。

### (ウ) 総勘定元帳の通査

主に経費など、売上高・売上原価以外の項目について不適切な取引や会計処理が行われるリスクに対応し、不適切な取引の端緒が把握し易い勘定について、2021年3月期から2023年3月期の過去3期の総勘定元帳を通査した。その結果、東テク電工の事業に照らして不適切な支出や会計処理の存在を窺わせる取引等は検出されなかった。

### ウ 類似取引調査の調査結果

以上のとおり、東テク電工に対する類似取引調査（仕入先への取引確認調査）から、X氏による不適切な原価付替え行為が確認された。ただし、利益操作などの不正会計を意図したものではなく、調査対象期間における東テクの連結財務諸表への影響は軽微である【55】。

## (3) 臨時通報窓口の設置

### ア 調査方法・手続

当委員会は、上記に記載した調査のほか、網羅的な調査として、当委員会の委員及び補助者を窓口とする臨時通報窓口を設置し、東テクグループの国内各社【56】及びQuantum Automation Pte. Ltd.の従業員に対し、実態を伴わない取引や過大な水増し発注に関する事象等の有無について、当委員会の委員長名による案内文を東テクグループの掲示板に掲載し、電子メールによる情報提供を求めた。

当該窓口への情報提供は、当委員会の委員及び補助者のみが閲覧・送受信できる期間限定のメールアドレスにて、日本語及び英語での情報提供を受け付ける方法により運営した。2023年5月25日から約2週間の期間にわたって開設し、同年6月9日に終了した【57】。

### イ 調査結果

同窓口には、本調査終了までに、東テクグループの国内会社の従業員（匿名）から1件の情報が寄せられた。当委員会において通報内容に関して実施可能な調査を

---

<sup>55</sup> 2021年3月期における原価付替えのうち、3件については決算期を跨いだ原価付替えであったものの、その金額は僅少（2,950千円）であり、その他はいずれも当該決算期における原価付替えであった。

<sup>56</sup> 東テク、日本ビルコン、東テク北海道、北日本計装、アイ・ビー・テクノス（同社の子会社を含む。）、東テク電工、鳥取ビルコン

<sup>57</sup> 東テクグループの国内各社は2023年5月25日から同年6月8日まで、Quantum Automation Pte. Ltd.は2023年5月26日から同年6月9日までの期間にわたって開設した。



行ったところ、特に通報に記載されたような不適切な取引に関する事実までは確認されなかった。

### **3 件外調査の結論**

以上の一連の件外調査手続を実施した結果、上記に記載した X 氏による原価付替えのほか、本件不適切取引以外に当委員会として本報告書に記載すべき不適切な取引は検出されなかった。

#### 第4章 財務諸表への影響額

第1章第4の調査対象期間である2013年3月期から2023年3月期の期間における本件不適切取引の東テクの連結損益計算書に及ぼす影響は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

年度	項目	訂正前	影響額	訂正後
2023年 3月期	売上高	-		-
	売上原価	-	△107	-
	売上総利益	-	107	-
	営業利益	-	107	-
	経常利益	-		-
	税金等調整前当期純利益	-		-
2022年 3月期	売上高	110,120		110,120
	売上原価	82,735	△73	82,662
	売上総利益	27,384	73	27,457
	営業利益	6,297	73	6,370
	経常利益	7,120		7,120
	税金等調整前当期純利益	7,120		7,120
2021年 3月期	売上高	109,650		109,650
	売上原価	83,392	△79	83,313
	売上総利益	26,257	79	26,336
	営業利益	6,176	79	6,255
	経常利益	6,806		6,806
	税金等調整前当期純利益	7,177		7,177
2020年 3月期	売上高	117,141		117,141
	売上原価	91,224	△52	91,173
	売上総利益	25,917	52	25,969
	営業利益	6,464	52	6,516
	経常利益	6,714		6,714
	税金等調整前当期純利益	6,991		6,991
2019年 3月期	売上高	103,670		103,670
	売上原価	81,739	△64	81,675
	売上総利益	21,930	64	21,994
	営業利益	5,442	64	5,506
	経常利益	5,851		5,851
	税金等調整前当期純利益	5,915		5,915

(単位：百万円)

年度	項目	訂正前	影響額	訂正後
2018年 3月期	売上高	92,646		92,646
	売上原価	72,848	△ 54	72,794
	売上総利益	19,798	54	19,852
	営業利益	4,479	54	4,533
	経常利益	4,764		4,764
	税金等調整前当期純利益	4,693		4,693
2017年 3月期	売上高	86,046		86,046
	売上原価	67,549	△ 47	67,502
	売上総利益	18,497	47	18,544
	営業利益	3,792	47	3,839
	経常利益	4,116		4,116
	税金等調整前当期純利益	4,058		4,058
2016年 3月期	売上高	77,360		77,360
	売上原価	61,983	△ 27	61,956
	売上総利益	15,376	27	15,403
	営業利益	3,443	27	3,470
	経常利益	3,557		3,557
	税金等調整前当期純利益	3,603		3,603
2015年 3月期	売上高	76,925		76,925
	売上原価	62,469	△ 43	62,426
	売上総利益	14,456	43	14,499
	営業利益	3,052	43	3,095
	経常利益	3,178		3,178
	税金等調整前当期純利益	3,054		3,054
2014年 3月期	売上高	70,879		70,879
	売上原価	57,672	△ 13	57,659
	売上総利益	13,207	13	13,220
	営業利益	2,529	13	2,542
	経常利益	2,867		2,867
	税金等調整前当期純利益	2,847		2,847

(単位：百万円)

年度	項目	訂正前	影響額	訂正後
2013年 3月期	売上高	66,562		66,562
	売上原価	54,408	△ 43	54,365
	売上総利益	12,153	43	12,196
	営業利益	2,067	43	2,110
	経常利益	2,233		2,233
	税金等調整前当期純利益	2,042		2,042

Y社に対する外注費は、東テクの連結損益計算書上の売上原価に含まれている。Y社に対する外注費は、第3章第1の1記載のとおり、実態を伴わない架空取引であり、売上原価に計上すべき営業費用ではないため売上原価から控除する。その結果、売上総利益及び営業利益は同額増加する。

また、第3章第1の3記載のとおり、Y社への送金額が東テク電工の損失額と考えられるため、会計上は、Y社に対する外注費相当額をY社に対する返還請求権として債権を計上することとなる。この場合、現時点では当該債権に関する回収可能性は不確実であることから、同額の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上することが考えられる（貸倒引当金は会社が最善の見積りを行い、会計監査人の監査を受けることにより、上記表の影響額とは異なる可能性がある。）。その結果、外注費の控除による利益の増加と貸倒引当金繰入額の計上による利益の減少が相殺されることとなり、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対する影響はない。なお、本件が及ぼす税金（消費税を含む。）への影響は考慮していない。

なお、Y社に対する外注費を売上原価から控除する場合に、未成工事支出金計上額や工事進行基準に基づいて計上されていた売上高に影響を及ぼす可能性があるが、その影響は僅少であるため、上記表の影響額には反映していない。

## 第5章 原因分析

本件不適切取引を行った動機に関し、X氏は、売上高及び経常利益について年間目標を達成するためという会社の利益を図る動機と、営業としての信頼を受けることができたという満足感、達成感を満たす個人的な動機の双方を述べるが、いずれにせよ、X氏における金銭の受領及びX氏から他者への金銭の交付を裏付ける客観的資料が存在しない以上、X氏の供述のみから本件不適切取引の動機を認定するのは困難であることは第3章第1の2(1)で述べたとおりである【<sup>58</sup>】。

しかしながら、本調査において最も重要なことは、東テク電工の事業本部長兼営業部長であったX氏が、東テク電工からY社に対して実態の伴わない外注費を長年にわたり支払わせていたという、本件不適切取引が発生するに至った原因を究明し、同様の事象が今後二度と生じることがないように再発防止を図ることにあるのであって、キックバックを受けた金銭をX氏がどのように使途したかを明らかにすることではない。

そして、本件不適切取引に係る業務処理の流れは第2章第4の5のとおりであるが、東テク電工では、X氏の具体的権限が営業部門だけでなく工事部門にも及ぶほどX氏に権限が集中しており、本来は工事部の担当者が選定すべき外注先についてもX氏が自由に選定することが可能になっていた。また、外注先への支払いも、外注先から発行された東テク電工宛の請求書を当該工事の工事担当者がその内容を確認したうえで支払手続が行われるところ、X氏が担当する案件では、X氏自らが工事担当者として請求書を確認していたために、Y社からの請求書どおりの支払いが総務部において行われていた。本件不適切取引は、このような東テク電工における内部統制の不備や機能不全をX氏が利用することにより長年にわたって継続されてきたものであり、本章ではかかる不備や機能不全が発生した原因について検討する。

### 第1 東テク電工における内部統制の不備・機能不全

#### 1 X氏の具体的権限が工事部まで及んでいたこと

東テク電工では、第2章第3のとおり、営業部、工事部及び総務部の3部門があり、これら3部門を統括する部門として事業本部が組織上存在しており、X氏が営業部の部門長と兼ねて事業本部長を長年務めていた。職務権限規程上、事業本部長は、社長から業務執行の委託を受けて、社内業務の執行を統括し、直属の各組織の業務を管理するものとされており、X氏は東テク電工の全部門を統括する立場にあった。

それだけでなく、X氏は、予算書の作成など、本来は工事部の担当者が作成するものについても、工事部にそれらの作業ができる人間が少なかったことも相まって、金

---

<sup>58</sup> 第3章第1の1(2)オのとおり、X氏がY社から受領した金銭を着服、費消していた可能性は否定できず、その場合、本件不適切取引の動機は全く異なるものとなる。

額の大きい物件はほぼ一人で行っていた。工事部の部門長は G 氏であり、本来、G 氏が工事部内の業務を統括する立場にあったが、X 氏が G 氏の上司であることもあり、G 氏は、当委員会のヒアリングに対し、X 氏が担当する物件の内容について、以下のとおり述べ、チェックをしていなかったことを認めている。

- ・ X 氏が営業でとってきた現場は X 氏が予算管理をしている。つまり、他の工事部メンバーの現場の予算はだいたい X 氏が見ていた。
- ・ 自分が担当する現場は自分が予算を立てて予算管理をしていたが、自分以外の工事部の従業員はほとんど予算管理をしていない。請求処理も X 氏がほとんどやっていた。
- ・ 若手が作った予算は自分がチェックすることもあったが、X 氏の予算を自分はチェックしたことはない。
- ・ 自分は基本的に X 氏（が管理する仕事）の現場に行っていない。X 氏の現場にはほとんど関わりがない。自分の担当する仕事を現場に入っていない。

このように、東テク電工では、X 氏の具体的権限が営業部門だけでなく工事部門にも及んでおり、X 氏に権限が集中した結果、本来は工事部の担当者が選定すべき外注先についても X 氏が自由に選定することが可能になっていた。この点、D 社長は、東テク電工の組織の実態について、以下のとおり述べる。

- ・ 事業本部長（X 氏）の職域は基本的に何でも屋である。経理や総務にはあまり関わらないが、営業部のことも工事部のことも見ている。経理や総務はどちらかといえば私が見ている。X 氏の職域は基本的には営業部だが、あまり定義づけしていない。曖昧というか、その時の流れで業務を行っている。
- ・ 東テク電工は、一般的に会社として想像するような組織ではない。X 氏の役職について、組織図上、形式的に事業本部長兼営業部長にしているだけ。いくら上場会社の子会社と言っても、東テクからの役員もおらず、尾高電工のまま来ている。基本的に自由にやらせてもらっている。おそらくみんなが思うような、きちんと権限分掌が決まっている組織ではない。限られた人数で廻している以上そうならざるを得ない。

## 2 D 社長による実効的なチェックが不十分であったこと

東テク電工では X 氏に権限が集中していたが、決裁は最終的には D 社長によって行われていた。しかし、X 氏が担当する物件について、D 社長による実効的なチェックを経たうえでの決裁はされていなかった。例えば、予算書は D 社長の決裁が必要であったが、第 3 章第 1 の 2 (2) で述べたとおり、D 社長は、受注金額、原価予算の合計額

及び利益率（施工査定書）しか見ておらず、原価予算の内訳や外注先の名称等（発注一覧表等）はほとんど確認していなかった旨を述べ【59】、X氏が担当する物件を含め、どの外注先にいくら発注するかをチェックできていなかった。この点、D社長は当委員会のヒアリングに対し、「過去に、予算書の中に発注先としてY社の名前があったときに、Y社についてX氏に尋ねたことがあるが、X氏からは『応援に使っている。』との回答があった。X氏を信頼していたため、特段気にならなかった。」と述べている。また、受注後の予算書の変更等の決裁にあたっては、D社長はほぼ全くと言って良いほどチェックをしていなかった【60】。

そして、システム上の稟議においても、東テク電工では、Cランク【61】の客先で300万円以上の案件の受注、受注内容変更については東テクの社長決裁（①）が必要となるところ、当該稟議は与信管理のために行われているものであり、稟議の過程でその時点の客先の与信をチェックはしているものの、外注業者の実体の有無、適否等の当該案件に架空の外注取引が混在しているかどうかのチェックまではしていなかった。それ以外の稟議は最終的にはD社長が決裁することになっていたが（②）、前述のとおり、X氏が担当する物件についてD社長による牽制機能は発揮されることがないままシステム上の稟議が進められていた。

	事業 本部長	総務 課長	社長	東テク 審査 業務 担当者	東テク 審査 業務 GL	東テク 業務 本部長	東テク 審査 業務 部門長	東テク 社長
① 受注報告、 受注内容の 変更： 東テク社長 決裁	審議	審議	審議	審議	審議	同報	審議	決裁
② それ以外： 社長決裁	審議	審議	決裁	-	-	-	-	-

<sup>59</sup> 予算書の作成前の工事物件の積算の段階では、D社長は積算担当者が作成する原価策定表をチェックしていたものの、原価策定表には外注先はもともと記載される様式とはなっていなかった。

<sup>60</sup> 予算書の修正という形で、当初外注先として存在していなかったY社が修正後の予算書に記載されているケースが多々存在するが、いずれもD社長の決裁がなされている。

<sup>61</sup> 脚注11を参照。

### 3 総務部による牽制機能が十分ではなかったこと

東テク電工では、総務部が管理部門として存在し、本来、営業部及び工事部に対する牽制機能を働かせる必要があったが、総務部には人員が3名しかおらず、また、組織図上は事業本部の下に存在することとなっていたため、X氏が担当する具体的案件に対し、総務部による牽制は働いていない状況にあった。

この点、総務課長であったE氏は当委員会のヒアリングに対し、Y社について、「実態が見えないし、よくわからない会社だと思っていたが、書類は提出されるし、大丈夫なのだろうと思っていた。」「書類の不備等に関するやり取りをしたことはない。不備があればX氏に伝える。皆、Y社についてはX氏の担当と認識しており、直接Y社と連絡を取ろうとはならなかった。」「X氏から『Y社のことは任せてくれ』と言われていた。」と述べ、Y社の実体について疑念を抱きながらも、Y社はX氏が担当している外注先であるとの認識の下、特段の異議を挟むことはなかった。

なお、東テク電工では、外注先との注文書及び注文請書の取り交わしは、Y社が関与する案件だけでなく、すべての案件について、外注先への支払時に事後的に総務部によってバックデートにて作成されている。総務部によると、労務費は随時変動するから、発注時ではなく発注内容が確定した外注先への支払時に作成していたとのことである。しかし、発注時に作成した注文書から実績が変わった場合には、本来、予算書の変更などの別途の手続を経るべきである。煩雑さを理由に後に注文書を作成することは妥当な処理とはいえ、総務部において部門間の牽制に対する理解が不十分であったと言わざるを得ない。

### 4 東テク電工において外注先の実体把握の仕組みが存在していなかったこと

東テクグループでは、各社が新規の外注先についてグループ共通のシステム上に登録をすることになっており、それを東テクが3か月ごとに更新して、信用調査会社から企業基本情報等を購入していた。こうした企業情報は東テクグループ各社において閲覧・利用できることになっているが、東テク電工においては、当該企業基本情報等を利用して、外注先の状況を随時把握できるような仕組みを構築していなかった【62】。また、東テク電工においてかかるデータを活用して外注先の実体把握を行おうとした形跡もない。

その結果、Y社は実体のない外注先であったにもかかわらず、多額の発注が可能な状態になっており、調査対象期間においてY社は仕入先のうち第3位の発注額（合計約6億円）となっていた。また、2023年3月期ではY社に対し1億円を超える発注を行い、最大の仕入先になっているが、D社長によれば、D社長はY社に対しこれだけ

---

<sup>62</sup> 東テクグループの子会社の中には、新規取引をする外注先に対し、調査表を記入させたうえで評価し、一定の評価を得た先のみ発注をするという仕組みを構築している会社もあった。



多額の発注がなされていることを全く認識していなかった【63】。

## 5 小括

以上のような東テク電工における内部統制上の不備や機能不全に加え、下記で述べる東テクによる実効性のある統制が東テク電工には及んでいなかったことが相まって、東テク電工では X 氏が担当する物件に対して、どの外注先にいくら支払うかについて統制が機能せず、X 氏が意のままに自由に決められる状況にあったものであり、X 氏はかかる状況を利用して本件不適切取引を長年にわたり継続してきたものである。

## 第2 東テク電工に対し、東テクによる実効性のある統制が及んでいなかったこと

### 1 財務報告に係る内部統制の評価範囲

東テクグループの企業集団全体に関わる連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（いわゆる「全社的な内部統制」）において、東テクは、毎年、売上高で全体の 95%に入らないような連結子会社は、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点【64】であるとして評価の対象から除外しており、東テク電工は、その評価対象から外れていた。

また、決算・財務報告以外の業務プロセスの評価においては、東テクは、毎年、東テクを含む各事業拠点の売上高の金額の高い拠点から合算していき、連結ベースの売上高の3分の2に達している事業拠点【65】を評価の対象として、東テクのみ業務プロセスの評価を行っていた。

このように、東テク電工は、東テクグループの金融商品取引法上の内部統制評価の対象外とされていた。

### 2 内部統制システムの構築に関する基本方針に基づく統制は本件不適切取引に対する実効的な統制にはなっていなかったこと

東テクでは、取締役会で定めた「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基

---

<sup>63</sup> D 社長は当委員会のヒアリングに対し、「発注ランキングのようなものは見ておらず、Y社にそれだけ多額の発注がされているとは知らなかった。」と述べている。

<sup>64</sup> 企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」において、一例として、売上高で全体の 95%に入らないような連結子会社は僅少ななものとして全社的な内部統制の評価対象から外すといった取扱いが考えられるとされている。

<sup>65</sup> 同じく、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」において、一例として、本社を含む各事業拠点の売上高等の金額の高い拠点から合算していき、連結ベースの売上高等の一定の割合（3分の2程度）に達している事業拠点を評価の対象とすることが考えられるとされている。

づき、東テクグループにおける業務の適正を確保するための体制に関し、「『関係会社管理規程』に基づき財務経理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、コンプライアンス推進委員会の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。」としていたが、以下のとおり、当該基本方針に基づく東テクの内部統制は、いずれも東テク電工における本件不適切取引に対する実効的な統制とはなっていなかった。

### (1) 子会社の購買プロセスに対する統制

子会社の業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程に基づき財務経理本部にて一元管理する体制が謳われているが、関係会社に対する管理者として定められている関係会社管理部部門長が属する関係会社管理部には現状1名しか所属しておらず、その業務は、各関係会社から連結決算に必要な資料を徴求して取り纏めることが中心で、少なくとも子会社における購買プロセスに関し、その業務の適正を確保するための内部統制の主体としての役割は与えられていなかった。また、審査業務部も、子会社における与信管理については一定の統制を及ぼしていたが、購買プロセスについては統制を及ぼしてはなかった。さらに、東テク電工の監査役は、買収後は東テクグループの従業員が就任していたがいずれも非常勤であり、東テク電工の監査役として実効的な業務監査が行えておらず、結局、子会社の購買プロセスに対する統制は主として東テクの内部監査室による内部監査によっていた。

### (2) 内部監査

東テクグループでは、グループの管理として東テクの内部監査室が往査を実施しており、東テク電工に対しても、年1回(1~2日間)の往査を実施していた。抜き打ちでの監査も行われていたが、外注取引に関しては、帳票類が具備されているかの形式的なチェックに留まっており、しかも、長年その不備が解消されない状況が続いていた【66】。東テクは、東テク電工が東テクと同程度の業務水準に到達するには相当程度時間がかかるとの考えの下、帳票類の不備の指摘を繰り返すだけで、東テク電工の統制状況やD社長の決裁の実態に即した監査にはなっていなかった。例えば、役務取引内容確認という監査項目では、各種帳票類(仕入業者の見積書、注文書、作業依頼書、作業報告書、納品書、請求書)を確認して役務取引内容を確認する(見積書と作業依頼書、作業報告書の整合性を確認する。)ことになっているが、

---

<sup>66</sup> 2020年10月より東テクの内部監査室長に就任したK氏(2020年6月より東テク電工の監査役に就任している。)は、当委員会のヒアリングに対し、東テク電工について「不安だらけだった。危なすぎると思っていた。東テク電工には管理部門にキーとなる人材がない、という点が一番。このままではまずいと思っていた矢先に本件が発生した。」と述べている。

東テク電工に対する過去の内部監査では、帳票類（特に仕入業者の見積書）の不備を指摘するにとどまっている。また、注文書、注文請書が発注後の支払いの段階で作成、取得されていることについて特に指摘がされた形跡もない【67】。

### 3 東テクが東テク電工に対し、常駐の役職員を派遣しなかったこと

親会社より常駐の役職員を子会社に派遣することは、子会社統制の一手法として広く浸透しているところ、東テクは、他の子会社とは異なり、東テク電工に対しては、2008年の買収以降常勤役職員を一度も派遣したことがなく、D社長をはじめとする旧来からの役職員による経営がそのまま続いていた。東テク電工の取締役についてD社長以外は東テクの役職員が兼任していたが、いずれも非常勤で東テク電工にもほぼ行ったことがないと述べるなど、実際には経営に全く関与しておらず、東テク電工の統制状況やD社長の決裁の実態を把握することはできなかった【68】。

### 4 子会社のモニタリングにおいて十分な情報収集ができていなかったこと

東テクでは下記の会議体において子会社について議論、モニタリングをしていたが、いずれも東テク電工の統制状況やD社長の決裁の実態を把握する端緒とはなっていなかった。

#### (1) 拡大会議

東テクは各子会社との間で、每期上期及び下期に業績や施策報告や東テクからの方針を伝える営業会議（拡大会議）を開催し、東テク電工からはD社長、X氏、E氏、東テクからはI社長や事業部長等が出席していたが、営業数値面での議論が中心で、東テク電工の統制状況やD社長の決裁の実態を把握する端緒にはならなかった。この点、当委員会のヒアリングに対し、東テクのI社長は、「拡大会議ではX氏が全部やっているとの雰囲気はなかった。D社長がきちんと答えていたので、D社長がしっかりと経営をやっていると思っていた。Y社の問題が発覚した後、話を聞いて、D社長が営業もしていないし、客先にも外注先にも行っていなかったのだと初めて

---

<sup>67</sup> K氏は当委員会のヒアリングに対し、「東テク電工では、新社内基幹システム「ASSiST」になる前は、注文書を発行していなかったため、支払金額の確認のために支払通知書を出していた。それを聞いて、注文書・請書のやり取りを行うよう指導したが、まさか、支払いのタイミングで発行しているとは思っていなかった。東テク電工は、支払通知書の代替物として、注文書を出すように変えてしまっていた。認識が甘かったなと反省している。」と述べている。

<sup>68</sup> 東テク電工の社外取締役を務めていたJ氏（当時東テク取締役常務執行役員経営管理本部長）も、当委員会のヒアリングに対し、「X氏への牽制が働いていないとは感じなかった。D社長は自分でも事業のことがわかっている感じで、仕事が重なってくると竣工検査も自分で رفتりしていた。現場にはよく行っているのだと推察していた。」と述べている。

認識した。」と述べている。

## (2) 経営会議

東テックでは経営会議に日本ビルコンやアイ・ビー・テクノスのような規模の大きい子会社の社長は出席し、当該子会社の業況報告がなされていたが、D 社長は出席しておらず、東テック電工の業況報告はされていなかった。東テック電工についてはグループ全体の業績速報資料の中に売上や利益額などが記載されているだけで、経営会議において全く議論には上がっていなかった。経営会議には、東テックの社外役員らも出席していたが、社外役員らは、東テック電工について、D 社長と面識もなく、会社登記簿の情報や業績速報での売上高と利益程度の認識しかない状況であった。

## 5 小括

第 1 で述べた東テック電工における内部統制上の不備や機能不全に加え、以上のように、東テックでは、常駐の役職員を派遣せず、取締役会で定めた「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備していたものの、東テック電工における本件不適切取引に対する実効的な統制とはなっておらず、会議体でのモニタリングも、東テック電工の統制状況や D 社長の決裁の実態を把握する端緒とはなっていなかった。このため、本件不適切取引の発見に至らず、東テック電工において長年にわたり本件不適切取引が継続されたものである。

## 第 3 本件不適切取引が長期間にわたり行われた背景

架空の外注費が東テック電工から Y 社に対して支払われることとなった原因には、前述のとおり、東テック電工という特殊な環境下において、X 氏の属人的な問題が強く影響している。もっとも、上記原因から、他の拠点では今後も同様の不正は生じ得ないと結論付けるのは早計である。東テック電工のみならず、他の子会社や今後取得する会社において同様の不正が発生することを防止するためには、本調査を通じて浮かび上がった背景をも検討し、これと向き合う必要がある。

そして、本件で問題とすべきは、本件不適切取引が 10 年以上もの長きにわたって継続されていたこと、また、本件不適切取引が東テックグループの自浄作用により発見されたものではなく、税務署による税務調査により発見されたということである。このことは、東テック電工の経営管理体制が、東テックグループ内で「ブラックボックス化」してしまっていたこと、すなわち、東テックが東テック電工のガバナンスに対して踏み込めていなかったことを意味する。確かに、東テック電工はその事業規模からして東テックグループ内において数値面、会計面だけからすれば重要性を持つ子会社とは言えない

存在であったが【69】、東テクは他の M&A で取得した会社については全て社長や取締役クラスの地位に東テクの社員を派遣している【70】。

これに対し、東テク電工については、前述のとおり、2008年の買収以降、D社長をはじめとする旧来からの役職員による経営に任せきりになっていた。

もっとも、東テクが東テク電工の統制状況の実態を全く知らなかったかと言えばそうではない。例えば、システム上の承認ルートについて、東テクや他の子会社であれば、申請に対して上司による承認若しくは異なる部門による承認（部門間の牽制）が必要になるのに対し、東テクは、東テク電工が2021年に新社内基幹システムを導入する際、部門別の管理をしたことがないとの東テク電工からの要望を受けて、東テク電工で運用されるシステムを設定変更した。そして、全ての稟議をまずは事業本部長であるX氏が承認し、それを部下であるE氏が承認したうえで社長決裁となるなど、他の子会社とは異なる特異な承認体制を構築した。すなわち、東テク電工には部門間の牽制が効いておらず、稟議を最初に承認するのが事業本部長であるX氏であり、X氏が承認するまでに階層化された承認手続が存在しないこと等を東テクは把握することができたのであり、これは、東テク電工のガバナンスの実態を掴む端緒となり得るのであった。このことから、東テクは、薄々とは東テク電工のガバナンスの実態に気付きながらも、それを放置してきたという側面があるといえる。

この点、東テクの経営陣は、東テク電工のガバナンスに踏み込めなかったことや旧来の経営陣がそのままとされた原因として、以下のとおり述べる。

- ・ 東テク電工は、D社長の父が創業した会社。親からすればそれ（息子が社長として続投すること）を求めることも自然というところもあり、D社長に社長を続けさせたのではないかと思う。D社長の父の会社だから、なんとかD社長を引き立てながらという思いがベースにあった。
- ・ 電気工事なので、東テクの業務とは少し違うかなという印象があった。また、東テクにスタッフがいなかった。計装分野から人を出したかったが、適当な人がいなかった。
- ・ 外部から経理担当者を迎えたことで甘えてしまった。あと、東テクの経理の人材にも余裕がなかった。
- ・ （東テクから東テク電工に出向を命じるのは難しいのか、との質問に対し）打診もしていない。もしかすると我々の方でブレーキをかけてしまったのかもしれない。

<sup>69</sup> 東テク電工の売上高はグループ全体のわずか0.87%を占めるにとどまる（2021年度）。

<sup>70</sup> 東テク電工より規模の小さい鳥取ビルコンについても、M&A後、すぐに代表取締役社長を送り込んでいる。

そして、東テクが M&A により東テク電工を東テクグループの傘下に入れながらも、ガバナンスに踏み込めていなかったことの背景には、買収後の東テク電工のグループ内での位置づけが明確でなかったこと、東テク電工を買収した時点では、東テクグループにおける Post Merger Integration（ポスト・マージャー・インテグレーション。M&A 成立後の統合プロセス）において、十分な指針（出口戦略を含む。）が確立されていなかったという事情がある。

この点、東テクの経営陣は、東テク電工の買収の経緯やシナジーを十分には生み出せなかった要因として、以下のとおり述べる。

- ・（東テク電工買収当時の）東テクは管工事や空調が多いが、計装事業部やビルオートメーションの技術者について考えたときに、近いビジネスが電気工事だった。空調、電気、衛生の社員を育成すれば強みになるかと買収を決めた。買収したのは、電気工事の資格を持った人材を獲得するため。電気工事の資格を持った人材が欲しいのは今も変わらない。
- ・ 電気工事オンリーで仕事を獲りに行くことは考えていない。エネルギー事業部での応用や、計装分野での応用を考えている。電気工事会社の M&A を考えているのは、電気工事を拡大したいというのではなく人材の確保のため。
- ・ 東テク電工には電気の資格者がいるが、同じ電気の技術者でも東テクの事業に関連する電気工事とは少し業種が違った。
- ・ 東テク電工が単独でやっている中でシナジーを生み出すのは厳しい。大きな案件ならば東テクが応援して進めることもできるが、地元の案件となると応援も難しい。
- ・ 電気工事関係で M&A をやる気持ちは今でもあるが、東テク電工と同じ業態の会社を買収してもシナジーは出ないと感じていた。ある程度の規模（年商 40～50 億円規模）にならないと計装事業とのシナジーが発揮できないが、なかなかその規模の電気工事会社で買収候補となるような先は出てこなかった。

以上のように、東テクは、東テク電工を一定の目的をもって買収したはいいが、当該目的が実現されずにグループ内での位置づけが定まらない状況が続き、その後もシナジーを発揮させるための人材交流等の施策も特に実施されないまま、いわば放置された。また、東テク電工が継続して利益を計上していたがために、東テク経営陣の議論に上がることもなく【71】、東テク電工において旧来からの役職員による経営が漫然

---

<sup>71</sup> 東テクが買収した企業のうち、利益が上がらなかったために取締役会で協議の上、早期に売却した会社もあるが、東テク電工は利益を継続して計上していたため、東テク経営陣から着眼

と続くことになった。その結果、東テクによる内部統制によっても本件不適切取引を  
発見するには至らず、本件不適切取引が10年以上もの長きにわたり継続されること  
になったものである。

---

されることもなかった。

## 第6章 再発防止策の提言

当委員会は、前章において行った原因分析（以下「原因分析」という。）を踏まえ、以下の再発防止策を提言する。東テクでは、以下の提言を踏まえて、改めてより実効的な再発防止策を検討・策定いただきたい。

### 第1 内部統制に対する意識改革

原因分析で述べたとおり、東テクは、金融商品取引法上の内部統制における全社的な内部統制について、東テク電工は財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点であるとして、その評価対象から外していた。また、決算・財務報告以外の業務プロセスの評価は東テクのみ行っていた。

確かに、かかる対象範囲の選定は、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下「実施基準」という。）が示す数値基準に則ったものである。

もっとも、実施基準においても、全社的な内部統制の対象外とされる「財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点」の判断について、「特定の比率を機械的に適用すべきものではない。」「例えば、売上高の一定比率といった基準を全ての連結子会社に適用するのではなく、各連結子会社の事業の内容等に応じ、異なる基準を適用する方法も考えられる。」との注意喚起がなされている。また、業務プロセスの評価範囲についても、実施基準では、「一定割合をどう考えるかについては、企業により事業又は業務の特性等が異なることから、一律に示すことは困難である。」との前提の下に、連結ベースの売上高等の一定割合（おおむね3分の2程度）とする考え方が示されているにすぎず、それに加えて「重要性の大きい個別の業務プロセスの評価対象への追加を適切に行うことが考えられる。」とされている。

このように、実施基準が示す数値基準はあくまで一例にすぎないのであって、これを機械的に適用して内部統制の評価範囲を決定することを漫然と続けるだけでは、リスクベースに基づく内部統制評価としては不十分な事態も生じ得る【72】。まさに、本件不適切取引は、かかる内部統制の評価範囲外の拠点において発生したものである。

また、原因分析で述べたとおり、東テクでは、取締役会で定めた「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づく内部統制に関し、少なくとも子会社の購買プロ

---

<sup>72</sup> 2022年10月に開催された企業会計審議会第22回内部統制部会では「経営者によるリスクベースの評価がなされておらず、経営者の評価範囲外で『開示すべき重要な不備』が検出される企業が一定程度みられる。例えば、開示すべき重要な不備が認識された直近数年の訂正内部統制報告書のうち、当該不備が経営者による評価範囲外から認識されたものは2~3割程度みられた。その原因の一つとして、「評価範囲について、企業が選定基準の定量的な例示に偏重して評価範囲を決定し、リスクの高い対象を含めることができていないといった指摘がみられる。」との報告がなされている。



セスの業務の適正に対し財務経理本部（関係会社管理部）や関係部署による管理はなされていなかった。また、東テク電工に対する内部監査は、内部監査室が年に1度往査をするだけで、その内容も東テク電工の統制状況やD社長の決裁の実態に即した監査にはなっておらず、東テク電工の監査役による実効的な業務監査も行えていなかった。

加えて、経営会議やコンプライアンス推進委員会【73】のような重要な会議体や委員会においても、他の規模の大きい子会社の管理部門の責任者は参加メンバーとされていたが、実施基準における「重要性が僅少である事業拠点」の管理責任者はいずれも参加メンバーから除外されており、東テクでは、子会社の管理や会社法に定める【74】内部統制システムの構築ないし運用の局面において、実施基準における数値基準の考え方に依拠して重要性に基づく選別をしてしまっていたことは否定できない。

以上のような要素や東テク電工に対し常駐の役職員を派遣していなかったことが相まって、東テク電工に対する業務の適正を確保するための体制は不十分なものとなっていた。

2014年に発覚した不正を踏まえれば、東テク本体のみでなく、子会社においても購買プロセスには高いリスクが存在することは容易に想定できたはずであり【75】、特に、東テク電工に対しては常駐の役職員を派遣したことがないことを踏まえれば、少なくとも購買プロセスについては実施基準に基づく評価範囲を東テク電工まで及ぼすことは十分に考えられた。

本件不適切取引と類似する事案の再発防止を考えるにあたっては、まず東テク経営陣が、実施基準に定める数値基準を機械的に適用するだけでは不十分であり、よりリスクベースでの内部統制評価（会社法に基づく内部統制システムの適切な構築ないし運用を含む。）が必要であることを肝に銘ずる必要がある。

2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から改正実施基準が適用されることになるが【76】、改正実施基準の適用を待つま

---

<sup>73</sup> 東テクグループ全体のコンプライアンスを統括する委員会で、委員長は東テクの人事総務本部長であり、事務局長はコンプライアンス室長である。常勤監査役と内部監査室がオブザーバーとして参加している。

<sup>74</sup> 会社法362条4項6号、同条5項、会社法施行規則118条2号。

<sup>75</sup> 当委員会のヒアリングに対し、東テクの社外役員の一人名は、「東テクグループの最大のリスクは架空外注費である。過去に発覚した不祥事とパターンは違うけど、本件も結局は同じである。」と述べている。

<sup>76</sup> 「経営者は、全社的な内部統制の評価を行い、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲を決定する。この決定の際には、長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについても、評価範囲に含めることの必要性の有無を考慮しなければならない。」ことが明記された。

でもなく、数値基準を機械的に適用する従来の考え方を改め、内部統制に対して、よりリスクアプローチの考え方に沿った対応へと意識改革が求められる。

## 第2 管理部門の充実

原因分析で述べたとおり、東テックグループの「内部統制システムの構築に関する基本方針」では、子会社における業務の適正を確保するための体制は関係会社管理規程に基づき財務経理本部にて一元管理するとされており、同規程では、関係会社管理部門長が関係会社に対する管理者となっており、関係会社に対する業務を関連部門と合議の上実施することとなっている。

しかしながら、関係会社管理部には現状1名しかおらず、その業務は各関係会社から連結決算に必要な資料を徴求して取り纏めることが中心で、少なくとも子会社における購買プロセスに関し、その業務の適正を確保するための内部統制の主体としての役割は与えられていなかったことは既に述べたとおりである。

そして、審査業務部も現状多数の業務に追われ、また、他の部署と兼任している者も多く【77】、関係会社の管理に本来必要な人員が不足していた。

東テックでは、子会社に対する内部統制に関し、会社法に基づく内部統制システムの適切な運用の局面においても、実施基準が定める数値基準に依拠して対象となる会社を選別してきたきらいがあることは第1で述べたとおりであるが、その背景には、東テックの管理部門の人員不足が多分に影響していると思われる。東テックグループは、近年順調に業容を拡大し、現在、連結会社13社、2500名を超える従業員数を抱えており（海外子会社を含む。）、現在の管理部門の人員体制でグループの業務の適正を確保するための体制を維持することは非常に困難であると考えられる。

東テックには業容拡大の経緯や売り上げに占める割合などから「営業が主体」という組織風土があり、管理部門に人員を投入することについて積極的でない傾向があることは否定できない【78】。管理部門の強化、拡充は東テックグループにおける喫緊の課題であることを経営陣は理解する必要がある。

## 第3 内部監査の強化

子会社に対する統制及び牽制機能を発揮するためには、内部監査室による内部監査が重要な柱であることには今後も変わりはないが、原因分析で述べたとおり、東テックの内部監査室による監査は、東テック電工の統制状況やD社長の決裁の実態に即した監査にはなっておらず、本件不適切取引を長年にわたり発見することができなかった。

---

<sup>77</sup> 業務本部長のK氏は内部監査室長を兼任しているが、いわゆるスリーラインディフェンスにおける2線と3線のトップを一人で兼任していることになり、適切な状況とは言い難い。

<sup>78</sup> 当委員会のヒアリングに対し、社外役員が多くが同様の趣旨を述べている。

これは内部監査室のメンバーが審査業務部との兼任者が多く【79】、内部監査業務に特化できていなかったことや、内部監査室に現場の経験が豊富な人材が少なかったことが要因として考えられる。架空の外注取引は、外注先と通謀して行われる不正類型であり、帳票類も通謀して整えることが可能であるから【80】、帳票類が整備されているかを形式的に確認するだけでは、架空の外注取引を見抜くことも、現場に対して牽制を働かせることも困難である。

不適切な取引には何かしらの兆候があることが一般的であり、そのような兆候を見抜くためには、より業務の実態を理解している人材が監査を行う必要がある。また、仮に、業務の実態を把握する人材をすぐに内部監査室に異動させることが難しいのであれば、各拠点におけるリスクの洗い出し及びその評価並びにリスクを踏まえた統制手続の整備及び運用を議論する委員会を組成し、そこに現場経験の豊富な人材を参加させることによってより実効的な内部監査を波及させていくこともあり得よう。

この点、東テクの社外役員からは、当委員会のヒアリングの中で、以下のような意見が出ており参考になるところである。

- ・ 数字や帳簿だけでは見抜けないところをチェックできていなかったということではないかと思っている。総務・コンプライアンスに営業のエース（現場のことがわかっている人）を突っ込むくらいのことをやらないと不正は見抜けない。
- ・ 営業の現場にいる人が本部に異動になると左遷と見られる。仕事ができないから、あるいは、何か問題を起こしたから本部の監査に行ったという風に見られてしまう。そのため、先ほどのような人事は難しい。そこはトップが英断して、会社が本当にコンプライアンスをやるということを皆に見せるためにはやらなければならない。
- ・ 小さな子会社でも、実際に会社に行って、夜の会食でもして、社長とお話するのが大事。社長がどの程度把握しているのか、実態を把握する。今回は、X氏に任せて社長が実態を把握していなかった、とのこと。これは形式的チェックではわからない。実態的なチェックをやってほしい。

---

<sup>79</sup> 内部監査室のメンバー15名のうち、専従者はわずか2名に過ぎない。

<sup>80</sup> なお、2023年2月7日から2日間にわたり行われた東テクによる内部監査（抜き打ち）においては、内部監査室より、発注額上位の外注先の見積書を求められた際、X氏はY社の見積書を自ら作成しこれを内部監査室に提出することで内部監査をすり抜けている。

#### 第4 東テク電工への人員派遣、グループ内での人材交流

原因分析で述べたとおり、東テクは東テク電工に対しては、2008年の買収以降、D社長をはじめとする旧来からの役職員による経営に任せきりになっており、社長や取締役クラスの地位に東テクの社員を全く出向又は転籍させていなかった。その結果、東テク電工では、X氏が担当する物件に対して統制が全く機能しておらず、X氏がどの外注先にいくら支払うかについて意のままに自由に決められる状況にあった。

東テクが東テク電工の株式を前所有者から取得する際の契約上、D社長を当面の間、代表取締役社長に留める旨の内容が含まれているが、既に行買後10年以上経過しており、東テクは速やかに東テク電工に対し、常勤の役職員を派遣することを検討すべきである。本来であれば、部門間での牽制が働くような組織体制の構築が不可欠であるが、そのためには時間と予算がかかるものであり、当面は、東テクが派遣した人材による全面的なマネジメント体制を構築することが喫緊の課題となろう。

また、東テク電工を買収した経緯は、東テク電工には電気工事の資格を持った人材がおり、東テクグループのエネルギー事業での応用や、計装分野での応用を期待してのことであったはずである。しかしながら、適切な人材がないという理由でグループ間での人材交流は全くなされていなかった。東テク電工を買収した経緯からすれば、出向や転籍まで行かなくても、研修など一時的な交流はあって然るべきであり、そのような交流が東テク電工の統制状況の問題点の気づきの機会になる可能性も十分であったように思われる。

人事の固定化は、属人的な業務のやり方を招いたり、過度に人的結束が強まったり、組織の同質化が進み異論が出しづらくなる等の様々な問題の原因につながるものであり、東テク電工では東テクからの人材派遣やグループ間の人材交流がなかったがために「尾高電工」のままの経営が続いてしまった。

とかく営業には、「担当者が代わるとお客さんが離れてしまう。」「お客さんのいる人材は動かさない。」という固定観念が存在していることもあるが、企業体において人事異動は当然あり得るものであって、それが業務の支障になると考えるべきではない。不正防止の観点からだけでなく、シナジー発揮の点からもグループ間の人材交流は有用であると認識する必要がある。

加えて、架空の外注取引という不正類型は、親密な外注先との関係の中で生じるものであることからすれば、同様の不正を防止するためには、多少業務に影響が生じ得るとしても、グループ間の人材交流はもとより、現状、人事の固定化が顕著な事業部においては積極的に人事異動（ローテーション）を行うことを検討すべきである。

#### 第5 東テク電工における業務プロセスの見直し

これまで主に東テクの子会社の管理運営という視点から再発防止策を提言してきたが、東テク電工においても不正取引を二度と繰り返さないために再発防止を真摯に検

討する必要がある。東テク電工における内部統制上の不備や機能不全を是正するためには、まずは、組織体制から根本的に変える必要があり、この点は人員体制や予算状況も踏まえながら東テクと十分な協議の上、行っていくべきものとするが、少なくとも内部牽制が働くような業務プロセスとなるよう現在の業務フローを抜本的に見直すことは不可欠であり、また、必要な人材の拡充にも躊躇してはならない。当面の間は、売上や利益の拡大よりも上場会社のグループ会社として然るべき組織体制、業務プロセスの再構築に注力していくことが求められる。

そして、業務プロセスの見直しにあたり、当委員会は、その一案として、受注会議による案件の「見える化」を提言したい。すなわち、受注の段階で、利益率や工事内容、発注先などに何か異常点はないか営業部と工事部を交えて（総務部も参加できればなおよいであろう。）十分な協議を行い、情報を共有化することである。現場の人間が当該案件について十分な共通認識を持っていれば、その後、当該案件に不正が入り込む余地は必然的に少なくなる。本件不適切取引では、工事部のほとんどの従業員が、発注一覧表や受注残高一覧表等の書類上、外注先に Y 社が含まれているにもかかわらず、実際の工事現場では Y 社の存在が見えなかったことについて、Y 社という会社に疑問を持ちながらも、X 氏に尋ねることすらしない者や、あるいは、X 氏に尋ねるも、X 氏の説明（「Y 社は何でもやる業者である。」など）をそのまま信じてしまう者ばかりであった。

これは、工事部の従業員が、X 氏が担当する工事の全体像を把握しないまま、単にスケジュールどおりの工事進行に努めればそれで足りるとの感覚しか有しておらず、X 氏に対して積極的に問いただすだけの情報量を持ち合わせていなかったことも影響している。受注会議により、案件の全体像を工事部の人間も理解しているという状況が存在すれば、書類上は外注費（労務費）が計上されながら現場には当該外注先は全く出入りしていないという異常さを覆い隠し続けるのは困難であるし、少なくとも架空の外注取引に対する一定の牽制にはなると思われる。

この点、東テク電工では、かなり前には受注会議を開催していたことがあるとのことである。D 社長は、当委員会のヒアリングに対し、「昔は受注会議を自分、X 氏、現場担当者が入って行っていたが、業務に追われてリソースが割けないためやらなくなった。1 人 1 現場であれば可能だが、1 人に複数の現場をやらせないと会社が廻らなくなり、リソースが割けない。」として消極的な見解を述べている。しかし、一定の金額以上の案件に絞って WEB 会議などを活用することによって、受注会議を実施することは十分可能であるし、また工事部の人材育成の観点からも有用である。

以上は一案として提言するものであるが、この他、東テク電工においては、より実効的な再発防止策の検討・実施を期待したい。

## 第6 PMIの策定

最後に、PMIの策定について提言する。東テックでは、業容拡大の手法にM&Aを積極的に取り入れている。近年行われたM&Aについては十分な協議検討のもと戦略的に行われていると、社外役員からも評価を受けているところである。しかしながら、M&Aを成功させるためには事前段階での慎重な検討だけでなく、買収後のシナジー効果等の実績を踏まえたPMIの策定（出口戦略を含む）が不可欠である。

東テック電工の買収はM&Aを始めた初期のころに行われたものであり、近時に比べれば安易に購入を決めた側面があることは否定できない。また、その後に東テック電工について、グループ内でシナジーを発揮させるべく具体的な取り組みを行っていた形跡もない。東テック経営陣は、東テック電工が利益を継続して計上していたことに安住していたと言わざるを得ない。

今後、新たにM&Aをする会社において同様の問題が発生することを未然に防ぐためにも、M&AにあたってはPMIの策定は必要である。また、東テック電工に対しては、今後、シナジーを発揮すべく様々な施策を講じていくことになるだろうが、具体的な施策にあたっては、場当たりの施策を講じるのではなく、（事後的ではあるものの）PMIの考え方を参考に、段階に沿った統合計画を策定の上で（仮にそれが奏功しない場合にも備えたものである必要がある。）実施されることが求められよう。

以上

## デジタル・フォレンジック対象者一覧

	氏名	所属	所属部署・役職等
1	D社長	東テク電工	代表取締役
2	X氏	東テク電工	事業本部長兼営業部部門長
3	E氏	東テク電工	総務部 部門長（課長）
4	F氏	東テク電工	総務部

## デジタル・フォレンジック調査の概要

## 1 調査目的

当委員会の指示を受けた foxcale は、本件不適切取引及び本件不適切取引と類似する事象について調査を実施するため、デジタル・フォレンジック調査を行った。

## 2 調査手法

## ① 電子データの保全

東テク電工はメールのレンタルサーバとしてエックスサーバを利用している。foxcale は、対象者の会社貸与又は個人利用デバイスに含まれる電子データ及びエックスサーバに保存されているメールデータ（添付ファイルを含む。以下同様。）を保全した。また、foxcale は東テクに依頼し、東テク電工のファイルサーバ上のデータのうち、当委員会が必要と判断したファイルのダウンロードを実施した。保全又はダウンロードしたデータの概要は以下のとおりである。なお、個人利用と記載されていないデバイスは、東テク電工より業務上貸与されたものである。

対象者	保全対象	手続
D 社長	ラップトップ PC 2 台	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	個人利用のスマートフォン	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	foxcale が保全
X 氏	ラップトップ PC 2 台	foxcale が保全
	ガラパゴススマートフォン	foxcale が写真撮影により保全
	個人利用のスマートフォン	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	foxcale が保全
F 氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	デスクトップ PC	PC は起動せず、記憶媒体である HDD を抜き出して foxcale が保全
	個人利用のスマートフォン	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	foxcale が保全



E氏	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が写真撮影により保全
	メールサーバ上のメールデータ	foxcale が保全
共通	ファイルサーバ上のデータ	当委員会が必要なファイルを指定し、foxcale の指示により東テクがダウンロード

### ② メールデータ及びドキュメントデータの調査

PC 及びメールサーバから保全されたメールデータ及びドキュメントデータについては、専用ソフトウェアにてデータベース化処理を施した上で、調査用レビュープラットフォームである「foxcope-inspector」へのアップロード作業を行った。

「foxcope-inspector」にアップロードしたデータに対して、当委員会が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。レビュー数については以下のとおりである。

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	メールデータ及びドキュメントデータ	10,921
	合計	10,921

レビュー体制については、当委員会が策定したレビュープロトコル（レビューアー向け指示書）に従って、foxcale による一次レビューを実施した。一次レビューにおいて重要と判断されたデータ 66 件を対象として、当委員会による二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。

### ③ モバイルデバイス内のデータの調査

スマートフォン及びガラパゴススマートフォン内のデータについては、SMS や LINE 等を含むテキストメッセージ及びドキュメント関連データ、通話履歴や電話帳データを抽出し、期間やキーワード等による絞り込みは行わずに、エクセルファイルのシートにコピーした上で、テキストメッセージの全件について foxcale による一次レビューを実施した。また、写真による保全を行ったモバイルデバイスについては、foxcale による写真データの一次レビューを実施した。さらに、D 社長及び X 氏のモバイルデバイスは初期化ないしは削除痕跡が存在するところ、他の対象者のデータ等との相関分析を行った。

モバイルデバイス内のデータ調査の結果を踏まえ、必要に応じて当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。

以 上

## 東テク電工の Y 社に対する送金額一覧

(単位：円)

番号	振込送金年月日	振込金額
1	2012/4/27	629,370
2	2012/5/31	7,660,770
3	2012/6/29	2,937,970
4	2012/7/31	209,370
5	2012/8/31	7,345,870
6	2012/9/28	419,170
7	2012/11/30	4,198,870
8	2012/12/27	3,147,870
9	2013/1/31	1,895,670
10	2013/2/28	2,099,370
11	2013/3/29	8,395,370
12	2013/4/30	6,612,170
13	2013/6/28	3,044,370
14	2013/7/31	3,044,370
15	2013/8/30	1,258,770
16	2013/9/30	923,370
17	2013/10/31	2,624,370
18	2013/12/27	2,308,670
19	2014/4/28	508,302
20	2014/5/30	3,097,452
21	2014/6/30	215,252
22	2014/8/29	8,430,152
23	2014/9/30	2,190,652
24	2014/10/31	5,612,752
25	2014/11/28	5,936,552
26	2014/12/26	5,591,152
27	2015/1/30	3,345,752
28	2015/2/27	323,152
29	2015/4/28	12,089,752
30	2015/5/28	6,260,452
31	2015/6/30	2,482,152

32	2015/11/30	3,129,852
33	2015/12/25	3,777,552
34	2016/2/26	6,476,352
35	2016/3/30	2,482,152
36	2016/4/27	5,062,152
37	2016/5/31	1,834,452
38	2016/6/30	647,052
39	2016/7/29	4,101,452
40	2016/8/31	4,209,352
41	2016/9/30	4,101,452
42	2016/10/31	1,078,852
43	2016/11/30	6,260,452
44	2016/12/28	10,092,652
45	2017/1/31	3,237,852
46	2017/2/28	6,476,352
47	2017/3/31	1,996,352
48	2017/4/28	6,476,352
49	2017/5/31	6,260,452
50	2017/6/30	3,237,852
51	2017/7/31	6,260,452
52	2017/8/31	6,368,352
53	2017/9/29	560,652
54	2017/10/31	6,584,252
55	2017/11/30	10,038,652
56	2017/12/28	1,942,452
57	2018/1/31	6,476,352
58	2018/2/28	1,618,552
59	2018/3/30	4,587,152
60	2018/4/27	3,861,792
61	2018/5/31	5,990,552
62	2018/6/29	6,044,552
63	2018/7/31	3,777,552
64	2018/8/31	539,052
65	2018/9/28	3,572,452
66	2018/10/31	5,288,852

67	2018/11/30	8,149,552
68	2018/12/27	10,049,452
69	2019/1/31	2,590,152
70	2019/2/28	4,749,152
71	2019/3/29	10,470,452
72	2019/4/26	7,447,852
73	2019/5/31	7,987,652
74	2019/6/28	6,476,352
75	2019/7/31	4,857,052
76	2019/8/30	5,180,952
77	2019/9/30	5,180,952
78	2019/10/31	6,584,240
79	2019/11/29	658,940
80	2019/12/26	6,046,540
81	2020/1/31	6,376,440
82	2020/2/28	329,140
83	2020/3/31	2,528,140
84	2020/4/27	3,737,640
85	2020/5/29	7,585,840
86	2020/6/30	6,486,340
87	2020/7/31	7,585,840
88	2020/8/31	8,905,240
89	2020/9/30	5,810,140
90	2020/10/30	3,891,540
91	2020/11/30	7,585,840
92	2020/12/25	6,596,340
93	2021/1/29	7,970,640
94	2021/2/26	2,858,040
95	2021/3/31	6,596,340
96	2021/4/27	14,897,540
97	2021/5/31	1,099,340
98	2021/6/30	6,379,340
99	2021/7/30	5,059,340
100	2021/8/31	9,679,340
101	2021/9/30	5,609,340

102	2021/10/29	6,621,340
103	2021/11/30	10,801,450
104	2021/12/27	7,204,450
105	2022/1/31	11,263,450
106	2022/2/28	3,552,450
107	2022/3/31	9,514,450
108	2022/4/28	3,552,450
109	2022/5/31	6,346,450
110	2022/6/30	5,752,450
111	2022/7/29	13,199,450
112	2022/8/31	10,889,450
113	2022/9/30	10,229,450
114	2022/10/31	14,816,450
115	2022/11/30	8,931,450
116	2022/12/27	5,961,450
117	2023/1/31	9,844,450
118	2023/2/28	8,359,450
119	2023/3/31	9,019,450
合計		639,146,968